

令和7年度
(2025年度)

宝塚市水防計画

【暫定版】

令和7年(2025年)6月

宝 塚 市

目 次

第1章 総 則	1
1 目 的	1
2 水防の責任	1
第2章 水防組織	1
1 災害対策本部の組織構成	1
2 職務分担	1
3 各班の事務分担等	1
4 災害警戒本部	1
第3章 水防体制	3
1 水防体制	3
2 防災指令、水防配備の種類及び体制	3
3 配備及び解除の時期	3
4 水防活動	4
5 水防体制の解除	6
第4章 防災指令及び水防警報	6
1 本市の防災指令の種類	6
2 本市の防災指令の通知	6
3 水防警報	7
4 兵庫県水防本部長が発令する水防指令及び兵庫県（阪神北県民局長）が発表する水防警報、氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の通知	7
第5章 気象情報等の通知	9
1 気象予報、警報	9
2 気象状況の通知	11
3 情報連絡先	12
4 水防関係情報の周知	12
第6章 水防区域等	13
1 水害危険予想箇所	13
2 異常気象時通行規制区間	24
第7章 観測・監視及び報告	25
1 雨量及び水位	25
2 河川堤防の監視	27

第8章 堤防決壊の通報	29
第9章 水防信号	29
第10章 水防設備及び輸送	30
1 水防設備	30
2 輸送	30
第11章 立退きの指示	30
1 立退きの指示	30
2 避難所	30
第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	31
1 浸水想定区域について	31
2 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等	31
第13章 他の水防機関、河川管理者との協力、応援	32
1 情報の交換	32
2 応援	32
第14章 証票及び標識	33
1 証票	33
2 標識	33
第15章 費用負担と公用負担	33
1 費用負担	33
2 公用負担	33
第16章 水防報告及び記録	34
1 水防報告	34
2 水防記録	34
第17章 水防訓練	35
別表1 災害対策本部の構成	36
別表2 宝塚市消防隊水防計画編成表	37
別表3 災害警戒本部の要員と事務分掌	41
別表4 備蓄器具資材	42
様式（様式1～様式6）	43

資料 1	宝塚市防災会議条例	1
資料 2	宝塚市防災会議委員名簿	3
資料 3	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	3
資料 4	水防等活動業務に関する協定書	6
資料 5	浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等	8
資料 6	降水量	15
	令和 6 年 11 月～12 月は消防本部庁舎工事に伴い、雨量計を撤去したため欠測	16
資料 7	降水量（時間最大、日量最大）	16
資料 8	降水量（雨量計設置箇所別降水量）	17

令和7年度（2025年度）宝塚市水防計画

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、法第1条の目的を達成するために、宝塚市内の河川及びため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備と運用についての大綱を示したものである。

2 水防の責任

市は、法第3条に定めるところに従い、水防組織、水防施設、器具及び資材の整備を図るとともに、区域内の水防を十分果たさなければならない。

第2章 水防組織

市において水防活動の必要が生じたときは、その業務を統括するため災害対策本部を設置するものとする。本部長は、必要に応じて水防について協議するため、本部会議を招集するものとする。

1 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織については、宝塚市災害対策本部設置条例（昭和38年6月21日条例第17号）及び宝塚市災害対策本部設置要綱の規定に基づき構成する。（別表1）

災対消防部及び消防団部においては、状況に応じて水防隊（別表2）を編成し水防活動に従事することとする。

2 職務分担

- (1) 災害対策本部長（水防管理者）（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、各部の職員を指揮監督する。
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長、危機管理監の順位によりその職務を代行する。
- (3) 災害対策副本部長補佐（以下「副本部長補佐」という。）は、副本部長を補佐し、副本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 本部員は、本部長の命を受け、各班を指揮監督する。
- (5) 水防担当者は、その責任の重大さに鑑み、常に気象状況の変化に注意して、水防業務を完全に遂行できるように努めなければならない。

3 各班の事務分担等

- (1) 各班の事務分担は、宝塚市災害対策本部設置要綱別表第2の規定に基づき所掌する。
その詳細については、各班において予め定めておくものとする。

4 災害警戒本部

今後の気象状況の推移等によっては災害対策本部の設置が必要と予測されるとき、情報の収集・分析及び本部設置準備等のため、市長（本部長）は警戒指令を発令し災害警戒本部設置要綱の規定に基づき災害

警戒本部（以下「警戒本部」という。）を置くことができるものとする。

風水害対策にかかる警戒本部の組織は、職場待機・巡視等により警戒を行う場合の第1警戒体制、風水害の発生への対策に備えた警戒を行う場合の第2警戒体制に区分した以下の構成とする。

(1) 警戒本部の組織構成

区分	平常時職名	事務分掌	体制
警戒本部長	☐ 危機管理監	☐ 災害警戒本部配備職員の指揮監督	第1警戒体制
警戒副本部長	☐ 都市安全部長 ☐ 都市整備部長 ☐ 上下水道局長	☐ 警戒本部長の補佐 ☐ 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理	
警戒副本部長補佐	☐ 都市安全部次長（危機管理担当） ☐ 都市安全部次長（安全まちづくり担当） ☐ 都市安全部次長（総括担当及び道路・公共交通担当） ☐ 都市整備部次長（総括担当及び住まいづくり推進担当） ☐ 北部地域振興担当次長 ☐ 上下水道施設部長	☐ 警戒副本部長の補佐 ☐ 警戒副本部長が不在時等の代理	
同 警 戒 本 部 員	☐ 広報課長	☐ 災害警戒本部設置要綱による （職場待機・巡視等による警戒を行う体制）	第2警戒体制
	☐ 公園河川課長		
	☐ 都市安全部課長（治水担当）		
	☐ 道路管理課長		
	☐ 都市安全部課長（道路維持管理担当）		
	☐ 開発審査課長		
	☐ 住まいづくり推進課長		
	☐ 北部振興企画課長		
	☐ 警防課長		
	☐ 下水道課長		
	☐ 総合防災課長		
	☐ 企画政策課長	☐ 災害警戒本部設置要綱による （風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）	
	☐ 市民相談課長		
	☐ 総務課長		
	☐ 交通政策課長		
	☐ 都市整備部次長（まちづくり推進担当）		
	☐ 都市整備部次長（施設マネジメント推進担当）		
	☐ 地域福祉課長		
	☐ 子ども政策課長		
	☐ 環境エネルギー課長		
	☐ 商工勤労課長		
	☐ 教育委員会教育企画課長		
	☐ 教育委員会学校教育課長		
	☐ 市立病院経営統括部課長		
	☐ 上下水道局経営管理部長		
	☐ 上下水道局総務課長		
	☐ 上下水道局工務課長		

(2) 職務分担

- ア 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部員を指揮監督する。
- イ 警戒副本部長は、**警戒本部長**を補佐し、警戒本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- ウ 警戒副本部長補佐は、警戒副本部長を補佐し、警戒副本部長に事故あるときは、都市安全部次長（危機管理担当）、都市安全部次長（安全まちづくり担当）、都市安全部次長（総括担当及び道路・公共交通担当）、上下水道局施設部長、の順位により、その職務を代行する。
- エ 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所属部課の連絡調整及び所属職員の指揮監督を行う。
- オ 災害対策本部設置の際には、組織は災害対策本部に統合し、各警戒本部員は本部長の指揮監督下に配する。

第3章 水防体制

1 水防体制

気象台から気象に関する予報又は警報が発表されたとき、若しくは兵庫県において水防に関する警報又は指令が発令されたとき、又は水防活動の必要があると認めたときは、水防体制に入るものとする。

本部長は、気象状況等を判断し、関係職員を通常勤務から水防体制へ、確実、迅速に切り替え、水防活動の完遂に努めるものとする。ただし、緊急の必要があるときは、副本部長が配備の発令ができるものとし、この場合、直ちに本部長に報告するものとする。

2 防災指令、水防配備の種類及び体制

種 類		配 備 内 容
待機配備体制 (待機指令)	自宅待機	気象状況等により、災害対策配備体制に移行したときに警戒本部員が直ちに招集できるよう自宅で待機させる体制
	連絡員待機	連絡員を職場に配置するとともに、その他の警戒本部員を自宅待機させる体制
警戒配備体制 (警戒指令)	第1警戒体制	職場待機、危険箇所の巡視等により警戒を行う体制
	第2警戒体制	災害の発生への対処に備えた警戒を行う体制
第1号配備体制 (防災指令第1号)		事態の推移によっては水防活動の実施等を判断し意思決定するため、災害対策本部を設置し第1号配備対象職員を招集するとともに、その他の第2号配備対象職員を自宅待機させる体制
第2号配備体制 (防災指令第2号)		所属人員のおおむね半数をもってこれにあたり、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遂行できるよう、災害対策本部を設置し第2号配備対象職員を招集するとともに、その他の第3号配備職員を自宅待機させる体制
第3号配備体制 (防災指令第3号)		重大な災害の発生に備え、対処するため災害対策本部を設置しおおむね全職員を招集する体制

3 配備及び解除の時期

種 類		配 備 の 時 期
待機配備体制 (待機指令)	自宅待機	①大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測されるとき ②市域が、今後台風の影響下となることが予測されるとき ③その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき
	連絡員待機	①大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、今後の気象状況に警戒を要するとき ②気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認

		められたとき
警戒配備体制 (警戒指令)	第1警戒体制	①大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするとき (台風の接近、又は予報値が時間雨量 20mm 若しくは連続雨量 100mm を超えるとき等をめやすとする) ②武庫川の水位が「水防団待機水位(通報水位)」に達し、今後「氾濫注意水位(警戒水位)」まで上昇が見込まれるとき ③県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令1～3号を発令(第1号～第3号配備体制)する※)
	第2警戒体制	①市域に震度4の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の警戒を要するとき ②大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき
第1号配備体制 (防災指令第1号)		①水防事態が予想され、数時間の間には水防活動の必要性が予測されるとき ②市域に震度5弱の地震が発生し堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき ③市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき ④水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき ⑤武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき ⑥武庫川の水位が「氾濫注意水位(警戒水位)」を超えた状態で、次の1)～2)のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき 1) 上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき 2) 武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき ⑦高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき
第2号配備体制 (防災指令第2号)		①水防事態が切迫し、又は水防体制の規模が大きくなり、第1号配備体制では処理しかねると予想されるとき ②震度5強の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき ③水防警報の「出動」が発せられたとき ④武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達したとき ⑤武庫川の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次の1)～2)のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき 1) 上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき 2) 武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき ⑥市域の一部地域に風水害が発生したとき
第3号配備体制 (防災指令第3号)		①震度6弱以上の地震が発生し、堤防の漏水、沈下等の被害が予想されるとき ②武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達し、溢水による甚大な被害の発生が予測されるとき ③市域に激甚な災害が発生したとき、又は発生することが予測されるとき
解 除		①水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に減じるなど水害の危険がなくなったとき ②地震による堤防などの被害による災害の発生のおそれがなくなったとき

※県における水防指令の対象及び種類に応じて、本市においても必要な種類の防災指令等の発令及び配備体制を構築する。

4 水防活動

(1) 巡視及び警戒

ア 平常時

本部長、消防隊長は、随時市域内の河川等水防区域を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは直ちに当該河川等水防区域の管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

イ 出水時

本部長、消防隊長は、県から水防警報が発せられたとき又は所定の降雨が認められたときは、河川等水防区域の巡視を行うとともに警戒監視をさらに厳重にするものとする。

(2) 出 動

ア 災害対策本部班長以上の職にあるものは、本部長からの出動命令があったとき、又は気象、水位その他により、洪水又は水災のおそれがあると認められるときは、直ちに出動準備を行う。

イ本部長は、次の場合、予め定められた計画に従い出動させ、警戒配備につかせるものとする。

(ア) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

(イ) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。

(ウ) 地震により堤防が漏水又は沈下したとき。

(エ) ため池の危険が切迫しているとき。

ウ水防隊長は、各大隊を状況に応じて順次出動させるものとする。

(3) 水防作業

各班は、各種水防作業について、その目的と資材・人員等に応じ最も適切なものを実施するとともに、必要に応じて業者等の出動を要請する。

(4) 居住者等の出動

水防のためやむを得ない必要があるときは、本部長は、法第24条の規定に基づいて当該区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

(5) 緊急通行

水防従事者が水防上緊急の必要がある場所に逝くときは、一般の交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。その際、本部長はこの通行により損失を受けたものに対してその損失を時価により補償するものとする。

(6) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要のある場所においては、水防隊長、水防隊員又は消防機関に属する者（以下この章で「水防隊長等」という。）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止若しくは請願し、又はその区域からの退去を命じることができるものとする。

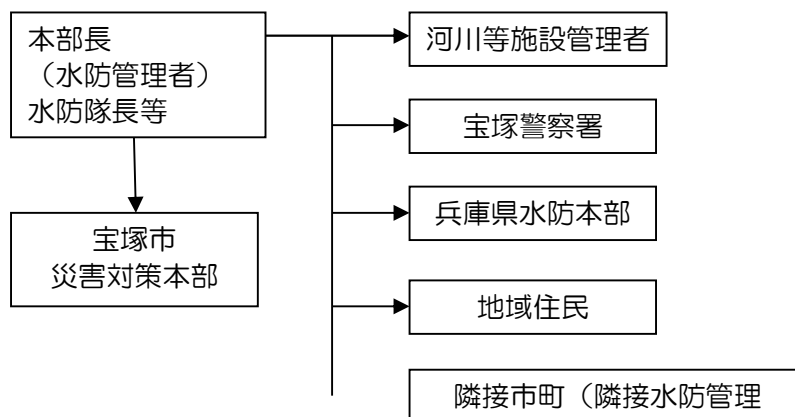
また、水防隊長等がいなく、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、水防隊長等の職権を行うことができるものとする。

(7) 決壊等の通報及びその後の措置

ア 決壊の通報

本部長、水防隊長等は、堤防その他の施設の決壊、越水、溢水、浸透、侵食等（以下この章では「決壊等」という。）の以上を発見したときには、直ちにその旨を関係者に通報するとともに、災害対策本部において情報の共有化を図るなどにより、迅速な対処を目指すものとする。

イ 通信系等





ウ 決壊等の後の措置

堤防その他の施設の決壊等が発生したときには、本部長、水防隊長等は、できるかぎり氾濫等による被害が拡大しないように努めるものとする。

(8) 水防従事者の安全確保

本部長は、危険を伴う水防活動に従事する者には、法第33条第4項の規定に基づき準用する法第7条第2項の規定に基づいて以下の点に配慮するなど必要に応じた安全の確保を行い出勤させなければならない。

ア 水防従事者は、水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも通信可能な通信機器を携帯する。また、ラジオを携帯する等、最新の機種情報が入手可能な状態で活動を実施する。

イ 水防活動を指揮する指揮者は、水防活動が長期にわたるときは、疲労に起因する事故防止のため水防従事者を随時交代させる。

ウ 水防活動は原則として複数人数で行い、水防活動を行う範囲に応じて適宜監視員を配置する。

エ 指揮者又は監視員は、現場の状況把握に努め、水防従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

オ 指揮者は水防従事者の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防従事者等へ周知し、共有するほか、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を支持する場合の合図等を事前に徹底する。

5 水防体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水害による危険がなくなったとき、地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれなくなったときは水防解除をし、これを一般に周知させるものとする。

第4章 防災指令及び水防警報

1 本市の防災指令の種類

種 類	内 容
待 機 指 令	警戒本部員を待機させるべき指令（自宅待機、連絡員待機）
警 戒 指 令	警戒配備につくべき指令（第1警戒体制、第2警戒体制）
防災指令第1号	第1号配備につくべき指令
防災指令第2号	第2号配備につくべき指令
防災指令第3号	第3号配備につくべき指令
解 除	水防配備を解除する指令

2 本市の防災指令の通知

都市安全部から庁内放送及び電話等により関係部に連絡する。

3 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、それぞれ指定した河川について、洪水等によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行ふ発表をいう。

水防警報の種類

種 類	内 容
第1号（待機）	事態の推移に応じて直ちに水防活動ができるよう待機させるもの
第2号（準備）	事態が発生すれば直ちに水防活動ができる体制を準備させるもの
第3号（出動）	水防活動に出動させるもの
第4号（解除）	水防活動を終了させるもの

4 兵庫県水防本部長が発令する水防指令及び兵庫県（阪神北県民局長）が発表する水防警報、氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の通知

対象河川：一級河川：淀川水系猪名川（国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域以外の河川）

二級河川：武庫川水系武庫川

(1) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）

水防警報対象河川	猪名川	武 庫 川	
対象区間	猪名川上流から 直轄区間上流端まで	武田尾温泉から 生瀬橋上流まで	生瀬橋下流から 所管区域(*)まで
基準水位局	多田院	武田尾	生 瀬
水防団待機水位 （通報水位）	4. 2m	3. 1m	1. 8m
氾濫注意水位 （警戒水位）	5. 2m	4. 9m	3. 2m
避難判断水位	6. 1m	5. 9m	3. 2m
氾濫危険水位 （特別警戒水位）	7. 2m	8. 7m	4. 6m

(*)所管区域とは、右岸側：宝塚市と西宮市の行政区界、左岸側：伊丹市と尼崎市の行政区界をいう。

(2) 県民局長発表の水防警報の基準水位

水防警報河川	猪 名 川	武 庫 川	
		武田尾温泉から 生瀬橋上流まで	生瀬橋下流から 所管区域(*)まで
基準水位局	多田院	武田尾	生瀬
1号(待機)	4. 2m	3. 1m	1. 8m
2号(準備)	4. 7m	4. 0m	2. 5m
3号(出動)	5. 2m	4. 9m	3. 2m
4号(解除)	4. 2m	3. 1m	1. 8m

(*)所管区域とは、右岸側：宝塚市と西宮市の行政区界、左岸側：伊丹市と尼崎市の行政区界をいう。

(3) 各水位の説明

水 位	説 明
水防団待機水位 (通報水位)	量水標管理者(県土木事務所長)が県水防本部に報告を開始する水位であって水防団が待機を開始する目安の水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	出水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位(水防管理団体の水防活動の目安)
避難判断水位	氾濫注意水位(警戒水位)を超えて、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として兵庫県知事が定める水位(避難情報発令の目安)
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	洪水により氾濫のおそれのある水位

(4) 情報の伝達経路

県フェニックス防災システムによる情報伝達を主とする。

電話及びFAXでの情報伝達については以下による。

① 県水防指令

県水防本部	(昼) 078-341-7711 (代)	FAX078-362-9877
河川整備課	(夜) 078-362-3751	



宝塚土木事務所	(昼・夜) 0797-83-3203	FAX0797-86-4329
管理第2課		



宝塚市(総合防災課)	(昼) 0797-71-1141 (代)	FAX0797-77-2150
	(夜) 0797-77-2078	

② 水防警報及び氾濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)

宝塚土木事務所	(昼・夜) 0797-83-3203	FAX0797-86-4329
管理第2課		



宝塚市(総合防災課)	(昼) 0797-71-1141 (代)	FAX0797-77-2150
	(夜) 0797-77-2078	

第5章 気象情報等の通知

1 気象予報、警報

神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類及び発表基準

(1) 大雨注意報基準及び大雨警報等基準（宝塚市）令和6年5月23日現在

- ・大雨注意報：大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
- ・大雨警報：大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

大雨警報(土砂災害)基準	大雨警報(浸水害)基準	大雨注意報基準	
土 壌 雨 量 指 数 基 準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準
1 4 4	2 3	9 7	1 1

(2) 洪水注意報基準及び洪水警報基準（宝塚市）令和7年5月29日現在

- ・洪水注意報：洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
- ・洪水警報：洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

洪水警報基準
流域雨量指数基準
武庫川流域＝44.6 波豆川流域＝11.4

洪水注意報基準
流域雨量指数基準
武庫川流域＝35.6 波豆川流域＝9.1

(3) 大雨 特別警報基準（土砂災害、浸水害：宝塚市）

- ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表する。

（注）発表にあたっては、降水量などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をしている。

1) 大雨特別警報（浸水害）の発表基準

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値が以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合

- ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現
- ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現

令和6年5月23日現在

表面雨量指数の基準値（宝塚市）	流域雨量指数の基準値（宝塚市）
5 4	4 0

2)大雨特別警報（土砂災害）の発表基準

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値以上となる1 km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

令和6年5月23日現在

土壌雨量指数の基準値（宝塚市）
254

※1km格子毎に値が異なる。

(4)記録的短時間大雨情報（宝塚市）（「雨量」は「降水量」と同義）

令和2年8月16日現在

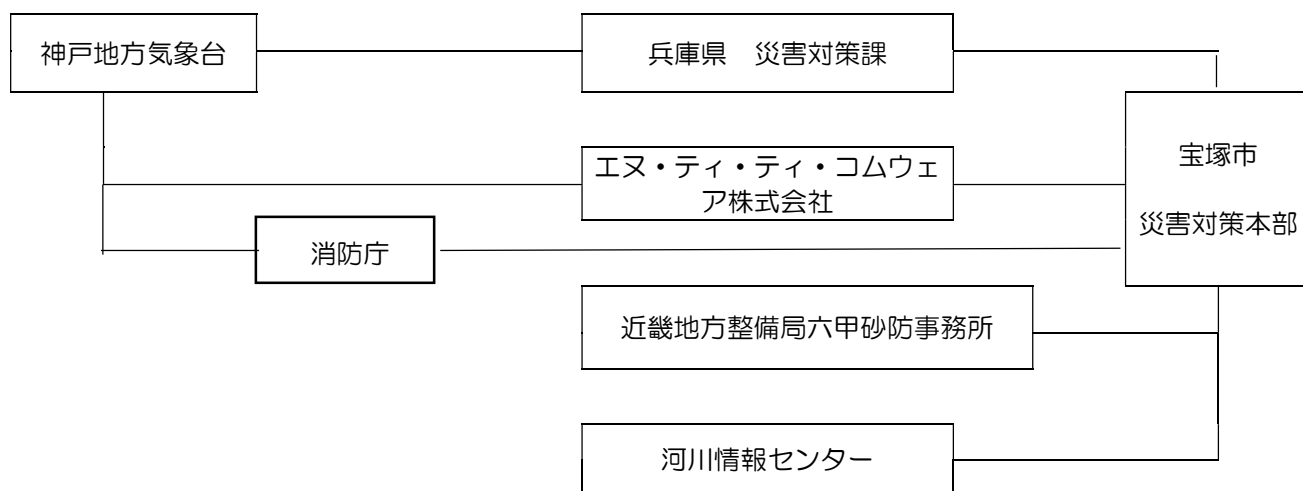
一時間雨量（mm）
110

（備考）

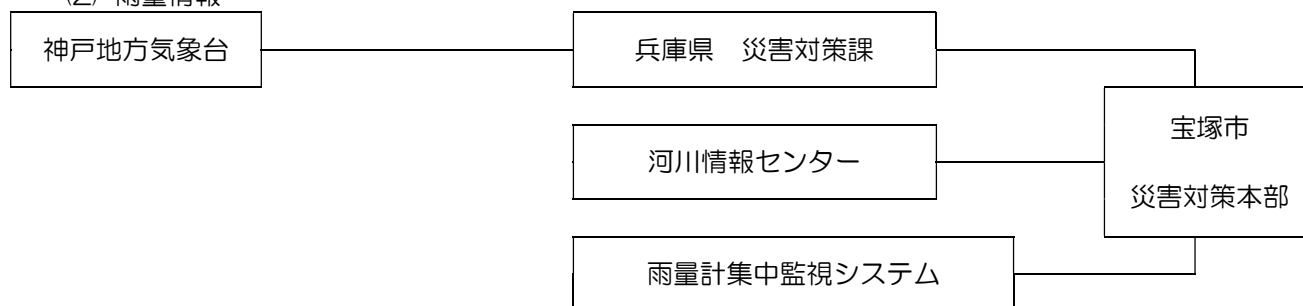
- ①発令基準における数値は以上を意味する。
- ②土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km格子ごとに算出しており最小値を示す
- ③流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km格子ごとに算出しており最小値を示す。

2 気象状況の通知

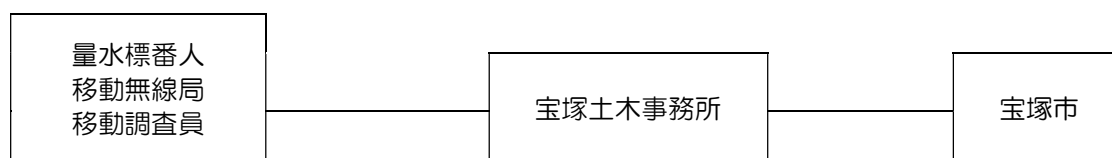
(1) 気象警報等



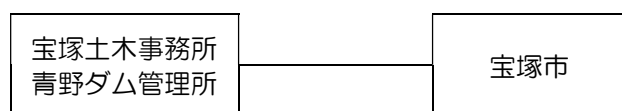
(2) 雨量情報



(3) 量水標



(4) ダムの洪水時情報



3 情報連絡先

連 絡 先	所 在 地	責任者氏名	通信連絡方法
災害対策本部 (水防管理者)	宝塚市役所	市 長	0797-71-1141 FAX 0797-77-2150
水防隊	宝塚市消防本部	消 防 長 (水防隊長)	0797-73-1141 FAX 0797-73-0199
産業文化部 北部振興企画課	宝塚市大原野字南宮 2-7	産業文化部次長 (北部地域振興担当)	0797-91-1111 FAX 0797-91-0851
消防本部 東消防署 西谷出張所	宝塚市大原野字南宮 2-7	警防・救急隊長	0797-91-1289 FAX0797-91-1290

連 絡 先	所 在 地	責任者氏名	通信連絡方法
近畿地方整備局 (防災室)	大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	局 長	06-6942-1575 FAX06-6944-4741
国土交通省近畿地方整備 局六甲砂防事務所	神戸市東灘区住吉東町 3 丁目 13-15	所 長	078-851-0535 FAX 078-821-2501
陸上自衛隊 第 36 普通科連隊第 2 科	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1-1	連 隊 長	072-782-0001 FAX 072-782-0001
兵庫県六甲治山事務所	神戸市長田区浪松町 3-2-5	事 務 所 長	078-742-8431 FAX 078-734-6021
気象庁 神戸地方气象台	神戸府中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-3 神戸防災総合庁舎内	台 長 (観測予報管理官)	078-222-8907 FAX078-222-8495
宝塚警察署	宝塚市旭町 1 丁目 2-30	署 長	0797-85-0110 FAX 0797-86-9090
兵庫県庁	神戸府中央区下山手通 5 丁目 10-1	兵庫県知事 (河川整備課)	TEL 078-362-3531 FAX 078-362-9877
阪神北県民局	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	局 長 (総務防災課)	0797-83-3101 0797-83-3124 (直通) FAX0797-86-4379
宝塚土木事務所 管理第 2 課	宝塚市旭町 2 丁目 4-15	所 長	0797-83-3203 FAX 0797-86-4329
宝塚土木事務所 青野ダム管理所	三田市加茂字上平山 1221	所 長	079-567-1110 FAX 079-567-1109
阪神農林振興事務所	三田市天神 1 丁目 10-14	所 長	079-562-8912 FAX 079-562-8805
隣接水防管理者	第 13 章 他の水防機関、河川管理者との協力、応援 1 情報の交換 参照		

4 水防関係情報の周知

防災指令、気象、水位の状況、出動、避難、解除、その他水防上必要な事項の伝達については、広報車又は水防隊員をもって適宜これを行う。

第6章 水防区域等

1 水害危険予想箇所

(1) 水防区域（河川危険区域（重要水防箇所））

護岸老朽・護岸高不足・河床の荒廃等により、決壊・溢水のおそれがある区域

水系名	河川名	左右岸別	延長 m	水防区域	危険理由	重要度	対策工法
武庫川	武庫川	右	600	月見山～観音谷川合流点	堤防高	A	積土俵
		左	200	武田尾橋上流 100m ～ 武田尾温泉	堤防高	A	積土俵
		左	2,700	大堀川合流点～阪急今津線	要注意	C	積土俵
		右	4,000	湯本町～美幸町	要注意	C	積土俵
	足洗川	左 右	100 100	阪急宝塚線～西国橋	堤防高	B B	積土俵
	勅使川	左 右	200 200	阪急宝塚線～福寿橋	堤防高	B B	積土俵
	大堀川	左 右	1,250 1,250	西田川橋～国府橋	堤防高	A A	積土俵
	支多々川	左 右	1,600 1,600	武庫川合流点 ～宝梅2丁目（月見橋）	堤防高	B B	積土俵
	荒神川	左 右	480 480	川面橋～荒神橋	堤防高	A A	積土俵
	天神川	左 右	400 300	市道長尾線～雲垣内橋	堤防斜面の 崩れ・すべり	B B	積土俵
	亥の谷川	左 右	250 250	梅野橋～射撃橋	堤防高	B B	積土俵

(2) 道路途絶予想箇所

山くずれ・崖くずれ・宅地の石積崩壊、冠水等により、道路交通が遮断されるおそれがある箇所

No.	道路 種別	路線名	担当 所轄 事務所	場所	予想される危険	危険 度	迂回路 （迂回指示地点）
1	県道	生瀬門戸荘線	宝塚土木事 務所	長寿ガ丘 761 番 29 地 先から月見山 2 丁目 781 番 2 地先	崖くずれによる 道路途絶	B	国道 176 号線 (湯本町／宝来橋南詰)
2	市道	1509 号線	宝塚市	切畑字宝山裏	宅地造成の石積 崩壊による道路 途絶	A	県道塩瀬宝塚線 (起点：切畑会館付近 終点：市道 1508 号線 と市道 1509 号 線接点付近)
3	市道	1508 号線	宝塚市	大原野字南穴虫	崖くずれによる 道路途絶	C	県道塩瀬宝塚線 市道 1509 号線 (市道 1508 号線)
4	市道	2050 号線	宝塚市	玉瀬字細尾	崖くずれによる 道路途絶	C	県道塩瀬宝塚線 (市道 2050 号線)

No.	道路 種別	路線名	担当 所轄 事務所	場所	予想される危険	危険 度	迂回路 (迂回指示地点)
5	市道	1504 号線	宝塚市	大原野字波坂	法面崩壊による 道路途絶	C	県道川西三田線 市道 1941 号線 市道 1502 号線 (起点：清之瀬橋東詰 終点 宝山寺下)
6	市道	3259 号線	宝塚市	切畑字長尾山	法面崩壊による 道路途絶	C	県道塩瀬宝塚線 国道 176 号線 起点 市道 3259 号線 (長尾山トンネル南交 差点) 終点 市道 3259 号線 と県道切畑多田院線接 続点付近
7	市道	2176 号線	宝塚市	切畑字滝ヶ平井	法面崩壊による 道路途絶	C	なし
8	市道	2186 号線	宝塚市	長谷字道谷	法面崩壊による 道路途絶	C	県道川西三田線 県道下佐曾利笹尾線 起点 市道 2186 号線 と川西三田線接続点 終点 市道 2186 号線 と下佐曾利笹尾線接続 点
9	市道	3365 号線	宝塚市	中野町	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	逆瀬川仁川線
10	市道	中山安倉線	宝塚市	星の荘	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	国道 176 号線 宝塚長尾線
11	市道	山本大野線	宝塚市	山本南 1 丁目	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	国道 176 号線 宝塚長尾線
12	市道	3259 号線	宝塚市	山本中 2 丁目	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	国道 176 号線 3259 号線
13	市道	2419 号線	宝塚市	平井 7 丁目	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	国道 176 号線 宝塚長尾線
14	市道	3153 号線	宝塚市	今里町	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	国道 176 号線 宝塚長尾線
15	市道	1160 号線	宝塚市	山本南 3 丁目	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	国道 176 号線 宝塚長尾線
16	市道	240 号線 荒地西山線	宝塚市	小林 1 丁目	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	県道明石神戸宝塚線 3606 号線
17	県道	明石神戸宝塚 線	宝塚土木事 務所	中州 1 丁目	アンダーパス形 状箇所の冠水に よる交通遮断	B	市道逆瀬川停留所線

(3) 特に警戒を要するため池

規模・構造・環境等からみて、漏水・決壊等のおそれがある溜池

番号	溜池名	管理 団体名	所在地	満水 面積	貯水量	堤長	堤高	危険区域及び被害予想		危険 度
				(ha)				予想される 危険	被害予想区域 と戸数	
1	下の池	川面 財産区	御殿山2丁目 528-1	1.3	52,000	250	6.0	漏水	耕地約0.5ha 家屋15戸	B
2	下 池	上佐曽利 自治会	香合新田字柳 ヶ谷9	不明	3,000	40	3.6	漏水	耕地約4.3ha 家屋2戸	B
3	欠附池	下佐曽利 自治会	下佐曽利字欠 附9	不明	2,000	50	2.7	堤体越流	耕地約3.5ha 家屋2戸	A
4	皿 池	下佐曽利 自治会	下佐曽利西川 33	不明	2,000	60	5.0	堤体越流	耕地約4.3ha 家屋1戸	B
5	大山ノ池	個人	大原野字大山 6	不明	1,000	38	2.0	堤体越流	耕地約16.1ha 家屋3戸	B
6	鎌倉ワケ 中ノ池	個人	大原野字福蔵 39	不明	500	43	2.9	堤体越流	耕地不明 家屋4戸	B
7	チョウゴ 池	東部地域 改善 実行組合	大 原 野 字 林 49	不明	4,000	50	2.9	漏水 堤体越流	耕地約6.9ha 家屋11戸	A
8	干場池	波豆水利 組合	波豆字干場掛 34	不明	6,000	25	5.5	堤体越流	耕地約0.7ha 家屋：2戸	B
9	安場上池	個人	大原野字安場 23	不明	1,000	24	3.4	堤体越流	耕地約1.4ha	B
10	安場東池	個人	大原野字安場 7	不明	200	25	1.6	漏水 堤体断面変 形	耕地不明 家屋1戸	B
11	岩坪上池	個人	大原野字岩坪 43	不明	400	18	3.4	堤体越流	耕地不明 家屋2戸	B
12	坂山南池	個人	大原野字坂山 27	0.01	100	25	2.0	漏水	耕地不明 家屋1戸	B

13	八坂掛池	個人	波豆字八坂掛 16	不明	700	52	2.3	堤体断面变 形 堤体越流	耕地不明 家屋 1 戸	B
14	新開上池	個人	玉瀬字新開 7	不明	100	10	1.0	堤体断面变 形 堤体越流	耕地不明 家屋 2 戸	B

(4) 宅地危険箇所

造成工事不完全・石垣の不安定・法面保護の不安定等により、宅地の区画・形質が変化するおそれのある宅地

No.	宅地の所在	状 況	予想される危険	危険度
1	山本西1丁目	石積擁壁（H=5.0m）に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
2	山本台3丁目	石積擁壁（H=2.5m）に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A
3	長寿ガ丘①	昭和58年9月石積擁壁及び自然崖面が H=20m,L=25mにわたって崩壊	崖面崩壊 家屋倒壊	A
4	長寿ガ丘②	平成5年7月崖面表面部崩壊	崖面崩壊 家屋倒壊	A
5	千種1丁目	地震による宅地損傷	石積崩壊等	A
6	中筋山手1丁目	石積擁壁に亀裂	家屋損壊	A
7	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落	崖面崩壊 家屋倒壊	A
8	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落	崖面崩壊 家屋倒壊	A
9	平井山荘	石積み・コンクリート擁壁（H=3.6m）にはらみ	石積崩壊 家屋倒壊	A
10	野上6丁目	石積擁壁に亀裂	石積崩壊 家屋倒壊	A

(5) 低地帯

川幅狭小・川床高不足・排水不完全等により、床下浸水等のおそれがある地帯

No.	区 分	場 所	面積(m ²)	予想される危険	危険度	被害予想区域
1	米谷1号雨水幹線	向月町 鶴の荘	57,300	大堀川支流未整備のため排水不完全による 溢水、床下浸水	C	向月町・鶴の荘 民家 約 170 戸
2	口谷1号雨水幹線	南ひばり ガ丘3丁 目	17,500	地理的要因により当該地域への雨水排水が 集中することによる、道路冠水及び床下浸 水	C	南ひばりガ 3 丁 目 民家約 107 戸
3	大堀東雨水幹線	星の荘	19,000	地理的要因により当該地域への雨水排水が 集中することによる、道路冠水及び床下排 水	C	星の荘 民家 約 58 戸

(6) 山崖くずれ等による宅地危険箇所

自然崖くずれ・崖面の崩壊等により、家屋倒壊・土砂流入のおそれのある宅地

No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度
1	花屋敷荘園2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
2	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
3	上佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
4	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
5	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
6	売布4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
7	野上5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
8	花屋敷つつじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
9	長寿ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
10	中山桜台6丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
11	中山桜台3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
12	中山台1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
13	中山台1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
14	雲雀丘2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
15	紅葉ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
16	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
17	花屋敷荘園3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
18	中山桜台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
19	中山桜台5丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
20	泉ガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
21	御殿山4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
22	ゆずり葉台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
23	長寿ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
24	月見山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
25	仁川高丸1丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A

No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度
26	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
27	長寿ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
28	長寿ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
29	月見山外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
30	月見山1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
31	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
32	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
33	長谷	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
34	中山五月台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
35	中山五月台6丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
36	長尾台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
37	花屋敷つつじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
38	花屋敷つつじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
39	紅葉ガ丘	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
40	武庫山2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
41	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
42	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋損壊	A
43	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
44	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
45	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
46	長谷	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
47	長谷	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
48	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
49	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
50	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
51	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度
52	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
53	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
54	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
55	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
56	下佐曽利	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
57	平井1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
58	玉瀬・境野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
59	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
60	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
61	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
62	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
63	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
64	中山寺2丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
65	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
66	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
67	ふじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
68	ふじガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
69	大原野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
70	花屋敷松ガ丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
71	長尾台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
72	長尾台1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
73	長尾台1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
74	雲雀丘山手2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
75	雲雀丘山手2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
76	雲雀丘山手1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
77	雲雀丘山手1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度
78	雲雀丘山手2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
79	平井4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
80	平井2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
81	平井1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
82	平井1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
83	山手台東1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
84	中筋山手5丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
85	山本台3丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
86	山本西1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
87	中山五月台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
88	中山五月台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
89	中山五月台7丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
90	売布山手町外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
91	清荒神5丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
92	清荒神5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
93	御殿山4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
94	川面	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
95	桜力丘外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
96	雲雀丘3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
97	宝松苑外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
98	ゆずり葉台3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
99	ゆずり葉台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
100	青葉台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
101	逆瀬台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
102	逆瀬台2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
103	野上4丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
104	千種1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度
105	千種2丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
106	千種2丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
107	塔の町外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
108	仁川うぐいす台外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
109	花屋敷荘園1丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
110	ゆずり葉台3丁目外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
111	小林外	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
112	境野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
113	境野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
114	境野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
115	境野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
116	境野	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
117	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
118	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
119	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
120	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
121	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
122	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
123	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
124	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
125	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
126	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
127	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
128	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
129	切畑	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	土砂流出 家屋倒壊	A
130	玉瀬	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
131	中山五月台4丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

No.	宅地の所在	状 況	予想される 危険	危険度
132	中山台2丁目、中筋山手7丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
133	山手台西4丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
134	山手台東4丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
135	山手台東4丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
136	山手台東4丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
137	山手台東4丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
138	山手台東2丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
139	山手台東5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
140	山手台東5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
141	山手台東5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
142	山手台東5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A
143	山手台東4、5丁目	土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域	崖面崩壊 家屋倒壊	A

(注) 水害危険予想箇所調査指定会議

水害危険予想箇所については、同会議において毎年度関係機関により現地調査を実施するなどにより指定している。(箇所図資料9参照)

(関係機関) 陸上自衛隊第36普通科連隊、宝塚警察署、兵庫県阪神北県民局

宝塚土木事務所及び阪神農林振興事務所、宝塚市

なお、危険度(河川については重要度)の区分は次のとおりである。

A……………特に危険と思われる箇所(河川について、水防上最も重要な区域)

B……………危険と思われる箇所(河川について、つぎに重要な区域)

C……………注意を要する箇所(河川について、要注意区域)

2 異常気象時通行規制区間

(1) 兵庫県指定

No.	道路 種別	路線名	規制区間	規制基準値		危険内容	迂 回 路
				通行注意	通行止		
1	県道	塩瀬宝塚線	切畑字辻ケ谷 切畑字西ケ平 2.8km	連続雨量 なし	連続雨量 160 mm	落石 洗掘 冠水	県道川西篠山線 宝塚市道 県道川西三田線
2	県道	塩瀬宝塚線	切畑字鳥脇 箱ケ谷 川面字長尾山 5.4km	連続雨量 なし	連続雨量 160 mm	落石 土砂崩落	国道 176 号 宝塚市道 県道切畑多田院線
3	県道	塩瀬宝塚線	玉瀬字大岩谷 玉瀬字大岩谷 0.9km	連続雨量 なし	連続雨量 160 mm	落石	宝塚市道 県道塩瀬宝塚線 県道川西篠山線 県道川西三田線
4	県道	生瀬門戸荘線	西宮市塩瀬町 生瀬 月見山 0.5km	連続雨量 なし	連続雨量 160 mm	落石 路肩崩壊	国道 176 号
5	県道	下佐曽利 笹尾線	猪名川町笹尾 字笹平川 上佐曽利字 郷の坪 1.6km	連続雨量 130 mm	連続雨量 190 mm	土砂崩落	県道川西篠山線 県道川西三田線
6	県道	切畑多田院線	切畑字鳥脇 川西市多田院 字向井 4.3km	連続雨量 なし	連続雨量 110 mm	落石 土砂崩落	国道 176 号 県道川西三田線 県道川西篠山線 県道塩瀬宝塚線 宝塚市道
7	県道	切畑道場線	玉瀬字大岩谷 玉瀬字イツリハ 1.6km	連続雨量 なし	連続雨量 160 mm	落石 土砂崩落	なし
8	県道	切畑道場線	玉瀬字イツリハ 西宮市塩瀬町 名塩 0.7km	武庫川水位 1.6m	武庫川水位 3.1m	冠水	宝塚市道

(2) 宝塚市指定

No.	道路 種別	路線名	規制区間	規制基準値		危険内容	迂 回 路
				通行注意	通行止		
1	市道	2050 号線	玉瀬字田畠 神戸市境	連続雨量 なし	連続雨量 なし	落石 洗掘	県道切畑道場線

第7章 観測・監視及び報告

1 雨量及び水位

今後の気象情報や市内河川の水位変化に警戒を要する場合、雨量や水位情報を監視し、次の事項を災害対策本部又は警戒本部に報告する。

(1) 雨量の観測及び報告

ア 市内設置の雨量計の雨量情報を監視し、時間雨量が20mm以上、若しくは連続雨量が100mm以上となったときに報告する。

イ 連続雨量が100mm以上となったときは、10mmを増える毎若しくは30分毎に報告する。

ウ 雨量情報収集システム

宝塚市管理の観測局12箇所、国土交通省管理の4箇所、兵庫県管理の9箇所及び西宮市管理の1箇所の合計26箇所の雨量データをクラウドサーバで集約し、インターネット上に公開している。

市の雨量情報サービス

市内16箇所及び市域に近接する観測局10箇所の雨量計の10分間、1時間及び連続雨量が確認できる。

・市ホームページ（スマートフォン共通） <https://takarazuka.tenki.ne.jp/>

雨量の設置場所

	観 測 局 名	所 管
1	上佐曾利	宝塚市
2	大原野	宝塚市
3	武田尾（県）	兵庫県
4	切畑	宝塚市
5	中山台	宝塚市
6	ふじガ丘	宝塚市
7	雲雀丘山手	宝塚市
8	すみれガ丘（国）	国土交通省六甲砂防事務所
9	中筋山手	宝塚市
10	宝塚（県）	兵庫県
11	星の荘	宝塚市
12	山本南	宝塚市
13	ゆずり葉台（国）	国土交通省六甲砂防事務所
14	宝松苑	宝塚市
15	伊子志	宝塚市
16	高司	宝塚市
17	高平（県）	兵庫県
18	青野ダム（県）	兵庫県
19	三田（県）	兵庫県

20	楊津（県）	兵庫県
21	南田原（国）	国土交通省猪名川河川事務所
22	多田院（県）	兵庫県
23	名塩（県）	兵庫県
24	船坂（国）	国土交通省六甲砂防事務所
25	甲陵中学校（西宮市）	西宮市
26	伊丹（県）	兵庫県

(2) 水位の観測及び報告

ア 市内設置の水位計の水位情報や、兵庫県の設置している水位計の水位情報を監視し、水防団待機水位（通報水位）あるいは氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに報告する。

イ 氾濫注意水位（警戒水位）以上となったときは、設置されている水位標を観測し、20分毎に災害対策本部又は警戒本部に報告する。

監視水位計

河川名	設置箇所	水 位 (m)		所 在 地	水位計管理者	形 式
		水防団待機 （通報）	氾濫注意 （警戒）			
武庫川	道場	3.10	3.80	神戸市道場町	兵庫県	自 動
〃	武田尾	3.10	4.90	宝塚市武田尾	〃	〃
〃	生瀬	1.80	3.20	西宮市生瀬	〃	〃
〃	一後川	40.67	41.1	宝塚市栄町3丁目	〃	水位標
〃	湯本町	36.06	36.6	宝塚市湯本町	〃	〃
〃	武庫川（林）の場	32.82	33.75	宝塚市武庫川町	〃	〃
〃	市役所横	28.45	29.33	宝塚市東洋町	〃	〃
大堀川	向月町	0.8	1.5	宝塚市向月町	宝塚市	自 動

（注）・自 動 自動計測の水位計を使用し、テレメーター等により遠方監視

・水位標 護岸等に設置した水位標を目視により監視

（水位標の水位については、O.P.を基準とした標高表示である。）

(3) 報告の中止

ア 雨がやみ、報告の必要を認めなくなったときは、その旨連絡して報告を中止する。

イ 水防体制を解いたとき。

ウ その他災害対策本部又は警戒本部から指示のあったとき。

2 河川堤防の監視

河川堤防の巡視は、各地区水防大隊長において、以下のとおり行う。

(1) 河川堤防の巡視

水防地区別 (大隊名)	巡視対象河川
良 元 宝 塚 長 尾 (第1大隊) (第2大隊)	武庫川、逆瀬川、足洗川 天神川、勅使川、一後川 荒神川、大堀川、支多々川 最明寺川、仁川、小仁川 亥の谷川、天王寺川
西谷水防区 (第3大隊)	波豆川、佐曽利川、長谷川 武庫川、羽束川、大原野川 炭谷川

降雨量及び河川の増水状況により、消防車両などでパトロールを行うものとする。巡視員は、水防地区別の河川堤防に水防上危険があると認められる箇所があるときは、その状況を各地区別大隊長を通じて水防隊長に報告する。

(2) 樋門の監視

No.	河川水路名	名 称	開閉責任者	電話番号
1	武庫川(右岸)	伊子志堰(中州地先)	宝塚市 上下水道局 (浄水課)	73-3689
2	逆瀬川	逆瀬川取水口	田中 公尤	71-0646
3	支多々川(下流)	北畑取水口	柴田 正雄	72-9877
4	天王寺川	上の池樋門	田川 圭介	090-8204-3471
5	大堀川	谷の池樋門 (寿町地先)	田川 圭介	090-8204-3471
6	足洗川(右岸)	真池堰 (売布束の町)	畑中 秀樹	090-5965-1931
7	勅使川(左岸)	辻ヶ池堰の口 (中筋山手1丁目地先)	阪上 正明	090-1964-2275
8	天神川(右岸)	中筋水道 (中筋山手4丁目地先)	阪上 正明	090-1964-2275
9	天神川(左岸)	天神川取水口 (山本西1丁目地先)	米谷 隆敏	090-3827-2899
10	荒神川	井出取水口 (旭町1丁目地先)	前田 隆	84-1656
11	最明寺川	植木堰取水口9.0 (山本東3丁目地先)	米谷 隆敏	090-3827-2899

(3) 武庫川宝塚自動堰の監視

ア 位 置

名 称	設 置 位 置
武庫川宝塚自動堰	宝塚市湯本町 110 番地先から宝塚市栄町 1 丁目 295 番地先に至る武庫川河川敷内
武庫川宝塚自動堰 機械操作室	宝塚市栄町 1 丁目 1 番 57 号

イ 監視の方法

(ア) 平 常 時

自動堰の管理者は、出水時に備え速やかに自動堰操作職員を派遣できる体制をとるものとする。

自動堰の機能が完全に発揮できるよう、適宜点検整備を行うものとする。

(イ) 出 水 時

自動堰は堰の水位が2.4mを超える時、自動的にゲートが倒伏するよう制御されている。操作担当責任者は、自動堰を随時監視し、異常を確認した際は本部長又は警戒本部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(4) 排水路水門の監視

No.	設 置 場 所	開閉責任者	電話番号
1	亀井町 1 番地先 小林浄水場西側	平塚 幹満	090-1483-5649
2	売布 3 丁目 9 番地先	宝塚市 上下水道局 (下水道課)	87-4113
3	売布 1 丁目 4 番地先	宝塚市 上下水道局 (下水道課)	87-4113
4	安倉北 1 丁目 谷池北	田川 圭介	090-2804-3471
5	小浜 4 丁目 5 番地先 (市立病院東側)	田川 圭介	090-2804-3471
6	平井 7 丁目 阪急車庫	尾仲 博道	88-0610
7	御殿山 2 丁目 元市民会館前	田口 章三	84-3182

(5) 雨水ポンプ場の監視

No.	名 称	位 置	電 話 番 号
1	武庫川ポンプ場	宝塚市武庫川町 6-1	77-2023
2	西田川ポンプ場	宝塚市安倉西 2 丁目 3-15	77-2023

第8章 堤防決壊の通報

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。

連 絡 先	通報担当者	通 信 連 絡 方 法		措 置
		第1通信路	第2通信路	
宝塚土木事務所	本部班	0797-83-3101	衛星電話	応急工事の即時実施
兵庫県河川整備課	本部班	078-362-3571	衛星電話	応急工事の即時実施
兵庫県農地整備課	本部班	078-362-3427	衛星電話	応急工事の即時実施
阪神農林振興事務所	本部班	079-562-8913	衛星電話	応急工事の即時実施
宝塚警察署	本部班	0797-85-0110	災害時優先 携帯電話	警備避難誘導等の措置

第9章 水防信号

区分／方法	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○－ 休 止 ○－ 休 止 ○
第2信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○－ 休 止 ○－ 休 止 ○－
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○－ 休 止 ○－ 休 止 ○－
第4信号	乱 打	約1分 5秒 約1分 ○ 休 止 ○－

説 明

区 分	説 明
第1信号	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき知らせるもの
第2信号	水防担当者が直ちに出動することを知らせるもの
第3信号	水防事態が発生した区域内の居住者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

（注）・ 信号は、適宜の時間継続すること。

- ・ 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用してもよい。
- ・ 危険が去ったときは、口頭伝令により周知させる。
- ・ サイレン吹鳴の箇所は、宝塚市役所本庁及び消防機関サイレン設置箇所とする。

第10章 水防設備及び輸送

1 水防設備

(1) 水防倉庫

名 称	所 在 地	管理責任者
平井水防倉庫	宝塚市平井7丁目（阪急車庫下）	総合防災課長
高松水防倉庫	宝塚市高松町 184-8	
西谷水防倉庫	宝塚市大原野（西谷出張所裏）	
湯本水防倉庫	宝塚市湯本町 11-7	
中筋水防倉庫	宝塚市中筋2丁目8	

(2) 備蓄器具資材（別表4のとおり）

2 輸 送

宝塚市地域防災計画本編第3部第1章第8節の緊急輸送実施による。

第11章 立退きの指示

1 立退きの指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示し、又は準備をさせることができる。この場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

なお、水防上緊急を要するときは、水防隊長が指示することができるものとする。この場合には、直ちに本部長（水防管理者）に報告しなければならない。又、立退先については、宝塚市地域防災計画により指定された場所とする。

2 避難所

本部長は、必要があると認めるときは、避難所等を指定し、住民を適切に避難させるものとする。

避難所等については、宝塚市地域防災計画本編第3部第4章第3節の避難対策によるものとする。避難経路は、原則として各小、中学校の通学路とし、万一通学路が途絶したときは、本部において安全な避難経路を定め誘導するものとする。

第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 浸水想定区域について

本市では、浸水の情報及び避難に関する情報等を掲載した「防災マップ」を作成し、市民等に周知を図っている。

2 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等

法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内における、地下街等、要援護者施設及び所有者等から申出のあった大規模工場等を指定する。

事業所等については、避難確保計画または、浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されており、市は事業者等へ、国の「災害情報普及支援室」と連携し、自衛水防の推進について説明、また、事業者等が作成する避難確保計画及び浸水防止計画の技術的助言を実施する。また、災害時には、事業者等へ洪水予報等を電話又はFAXにて伝達する。

(1) 地下街等

法第15条第1項第4号イの規定による地下街等は、「地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設」と定義付けられていることから、消防法施行令別表一の（一）、（二）、（三）、（四）、（五）イ、（六）、（九）、（十三）イ、（十六）イに該当し、地下に設けられる不特定多数の利用者があると考えられる工作物とする。

なお、地下街等の所有者においては、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置の義務付けがある。

(2) 要配慮者関連施設

主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設。

(3) 大規模工場等

工場、作業場または倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のもので、所有者等から申出があるもの。

（それぞれの対象施設は資料5参照）

第13章 他の水防機関、河川管理者との協力、応援

1 情報の交換

水防機関、河川管理者等	所在地	通信連絡方法
兵庫県水防本部 河川整備課（防災係）	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	078-362-3531 FAX078-362-9877
阪神北県民局 総務防災課	宝塚市旭町2丁目4-15	0797-83-3101 0797-83-3124（直通） FAX0797-86-4379
宝塚土木事務所 管理第2課	宝塚市旭町2丁目4-15	0797-83-3203 FAX0797-86-4329
宝塚土木事務所 三田業務所	三田市天神1丁目10-14	079-562-8880 FAX079-562-8243
阪神北県民局 阪神農林振興事務所 農村整備課	三田市天神1丁目10-14	079-562-8913 FAX079-562-8805
尼崎市 企画管理課 災害対策課	尼崎市東七松町1丁目23-1	06-6489-6557 06-6489-6165 FAX06-6489-6166
西宮市 防災危機管理課	西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3662（直通） FAX0798-36-1990
神戸市 建設局 防災課	神戸市中央区加納町6丁目5-1	078-322-6802（直通） FAX078-331-3441
伊丹市 危機管理室	伊丹市千僧1丁目1	072-784-8166（直通） FAX072-784-8172
川西市 危機管理課	川西市中央町12-1	072-740-1145 FAX072-740-1320
三田市 危機管理課	三田市三輪2丁目1-1	079-559-5057（直通） FAX079-559-1254
芦屋市 防災安全課	芦屋市精道町7-6	0797-38-2093 FAX0797-38-2157
猪名川町 総務防災課	猪名川町上野字北畑11-1	072-767-1207 FAX072-767-7260

2 応援

(1) 隣接水防管理団体との応援協力（平成9年11月1日、資料4）

隣接水防管理団体の応援その他については、災害応急対策活動の相互応援に関する協定書に基づき相互に応援する。

(2) 河川管理者

本市が行う水防のための活動について、河川管理者と協議し必要な協力を得る。

(3) 警察との協議（昭50年5月27日付協定）

ア 警察電話の使用

イ 警戒区域の設定、警戒

ウ 警察官の援助

エ 避難、立退の場合における措置

(4) 建設業者との協議（平成24年（2012年）4月1日付協定書、資料5）

ア 水防等活動業務のための作業員の派遣

イ 水防等活動業務に必要な車両の提供

ウ 水防等活動業務に必要な器具、資材等の提供

第14章 証票及び標識

1 証 票

(1) 身分証票 法第49条第2項による身分証票は、様式1による。

(2) 腕 章 水防管理者において特に必要と認めるときは、水防業務従事者に腕章を携行させる。様式2による。

2 標 識

法第18条による優先通行の標識は、様式3による。

この場合は、警鐘又はサイレンの吹鳴を併用する。

第15章 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。他の水防管理団体から応援を求められた場合、応援のために要する費用は、応援を求めた管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、両者協議して定める。

又、水防管理団体の水防によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定めるものとする。

2 公用負担

(1) 公用負担命令

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使するときは、様式4の命令書を携行し、必要のある場合には、命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡して行う。

(2) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、水防隊長及び水防管理者の委任を受けた者は、次の権限を行使できる。

ア 水防上必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他資材の使用

ウ 土地、土石、竹木、その他資材の収用

エ 車両その他運搬具又は器具の使用

オ 工作物その他障害物の処分

(3) 公用負担権限命令書

法第28条第1項の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、本部長（水防管理者）又は水防隊長にあっては、その身分を示す証明書を、その他の委任を受けた者は、様式5の証明書を携行し、必要とする場合はこれを呈示する。

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理者が適正な損失の補償をするものとする。

第16章 水防報告及び記録

1 水防報告

(1) 県知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川に関しては宝塚土木事務所を、又ため池に関しては阪神農林振興事務所を経由して10日以内に県知事に報告するものとする。

ア 2. 水防記録中 ア、エ、オ、ク、サ、シ、ソの事項

イ その他必要と認める事項

(2) 宝塚土木事務所長への報告

水防管理者は、次の事項をその都度報告するものとする。

ア 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、又は最高水位に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 水防警戒を解除したとき。

エ 堤防等に異状を発見したとき、これに対処する措置

オ 法第23条第1項による消防機関又は水防隊の応援を求めたとき。

カ 法第25条による堤防その他施設の決壊状況

キ 法第29条による立退き指示の事項

ク その他緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうちアについては、直下流水防管理者並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、イ、カ及びキについては、宝塚警察署長及び隣接水防管理者及び宝塚健康福祉事務所長へ通報する。

(3) 本部長（水防管理者）への報告

水防隊長は、次のことを報告する。

ア 水防の出動及び解散命令の時刻

イ 出動人員及び出動中の時間

ウ 堤防その他施設等の損壊の箇所、種類、延長及びこれに対する措置、工法、その効果

エ 使用材料及び数量

オ 破損、喪失の器具

カ 法第24条によって従事させた者の住所、氏名及び出動時間並びにその事由

キ 法第28条による器具、資材の収用及び購入並びに障害物の処分又は土地の一時使用等の事由

ク 警察機関の援助状況

ケ 現場指揮者の職氏名

コ 防衛作業中に負傷又は疾病にかかった者の職氏名及びその手当

2 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

ア 宝塚市水防実施状況報告書（様式6）

イ 法第23条第1項の応援を求めた事由

ウ 法第24条の水防従事者又は雇入れた者の住所、氏名及び出動時間並びにその理由

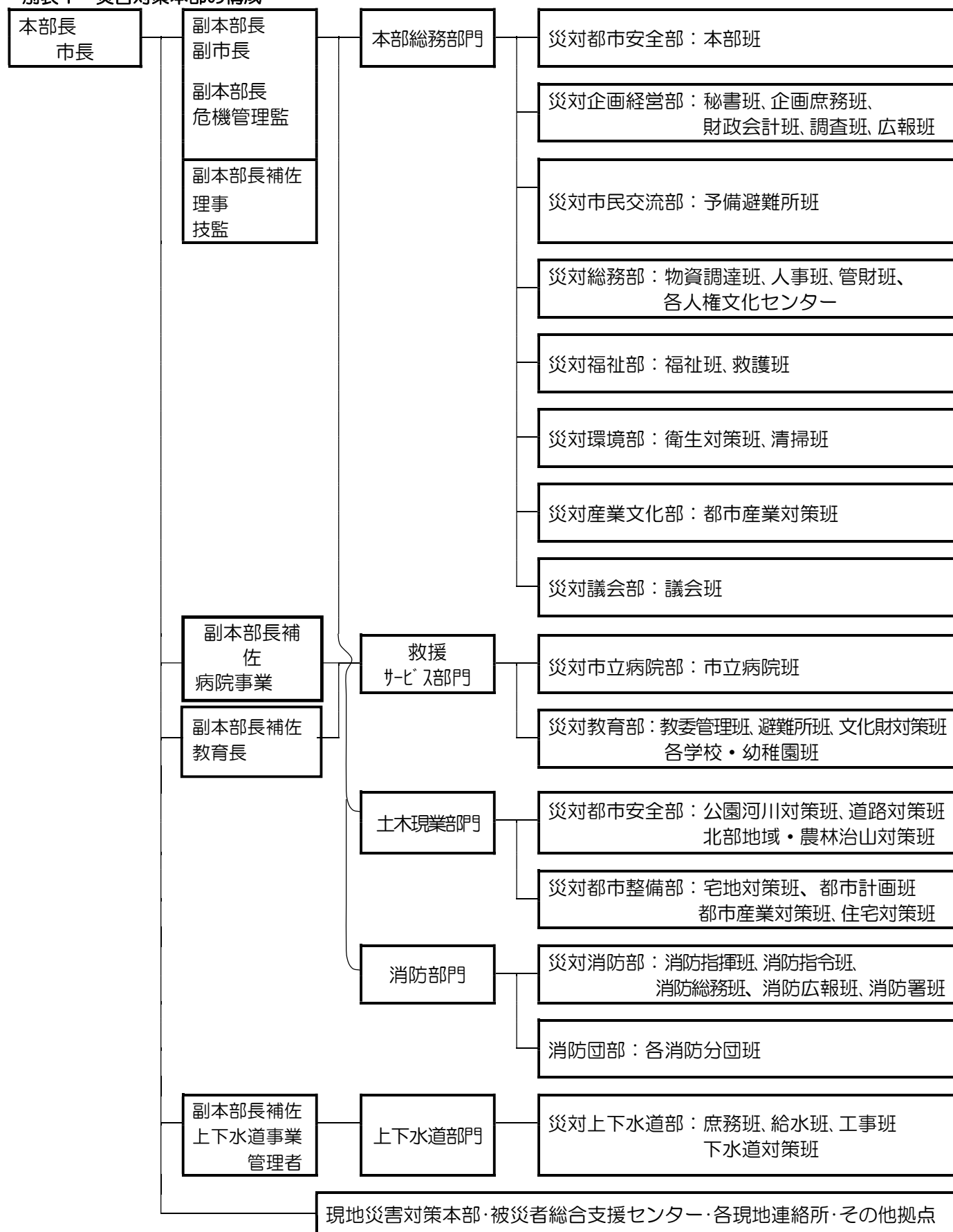
エ 法第25条の堤防その他施設の決壊の状況

- オ 法第28条により、収用又は購入の器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- カ 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除却場所
- キ 法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- ク 法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- ケ 警察署の援助状況
- コ 自衛隊へ災害派遣を要請した場合はその活動状況
- サ 現地指導の公務員の職氏名
- シ 水防に従事中、負傷又は疾病にかかった者の職氏名及び手当
- ス 水防作業に使用した材料及び数量及びその水防工法
- セ 警戒中の水位観測表
- ソ 法第33条第2項の防災会議
- タ 法第32条の2第1項の水防訓練の概要

第17章 水防訓練

水防訓練は、別途計画に基づき実施する。

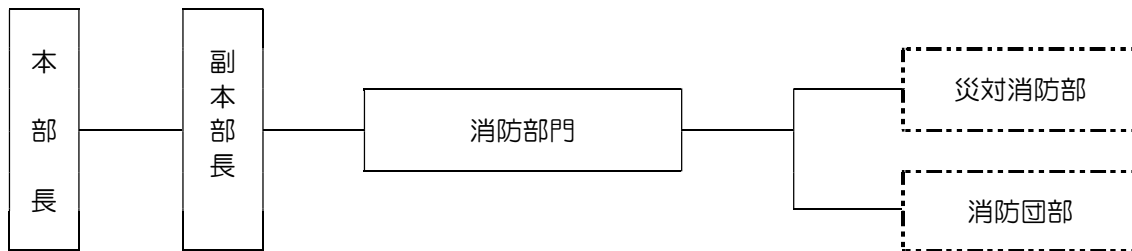
別表1 災害対策本部の構成



別表2 宝塚市消防隊水防計画編成表

(1) 水防活動に係る災害対策本部設置時の部隊編成及び業務分担（消防本部）

ア 統括表



イ 水防隊の部隊編成

部	隊別	分 担 区 分	業 務 分 担
水防隊長 消防長 隊長付兼管理隊担当 警防課長 隊長付 指令課長	管 理 隊	指揮班 (警防課長) (救急課長)	指揮支援担当 (指揮支援第1・2隊長) (警防担当係長)
			1 情報収集、現場広報等消防活動の指揮支援に関すること 2 非常招集の発令に関すること
			救急担当 (救急担当係長)
			1 救急に関すること
		指令班 (第1・2部指令担当課長)	救助担当 (救助担当係長)
			1 救助に関すること
			機械装備担当 (機械担当係長)
			1 機械器具の整備と消防隊機材の運用に関すること
		広報班 (予防課長)	通信指令担当 (第1・2部指令課係長)
			1 消防隊の出動指令に関すること 2 通信運用及び消防隊の連絡調整に関すること 3 非常招集職員の把握に関すること
			情報担当 (設備・違反是正担当係長)
		総務班 (総務課長) (消防保安室課長)	1 被害情報の収集に関すること
			広報担当 (査察担当係長)
			1 災害の広報に関すること
			調査担当 (危険物担当係長)
			1 被害の調査に関すること
			連絡・調整・報道担当 (人事担当係長) (総務担当係長)
			1 関係機関との連絡調整に関すること 2 報道機関への対応に関すること
			調達・記録担当 (財政担当係長)
			1 消防隊の食糧・資材等の補給及び物品の調達に関すること 2 被害の集計及び記録に関すること
			消防団担当 (消防団担当係長)
			1 消防団の活動に関すること

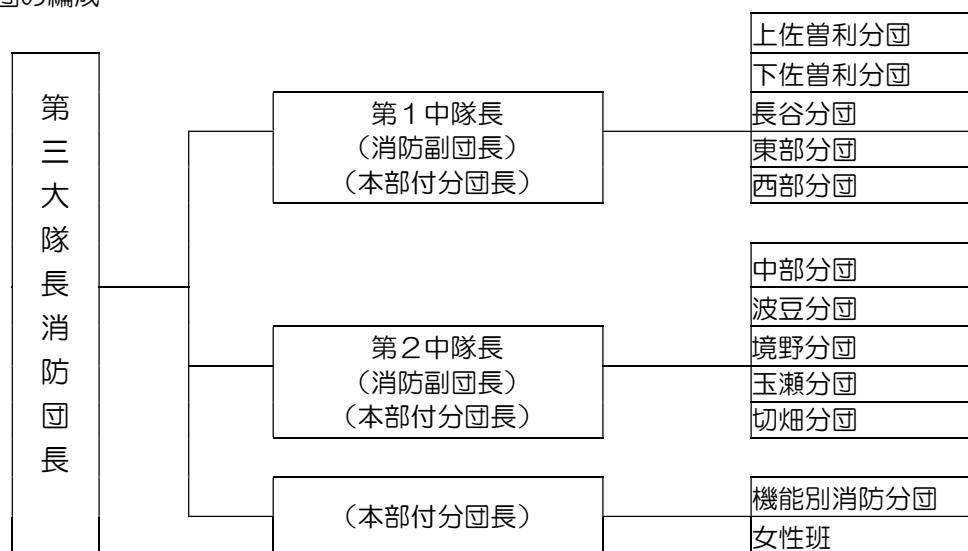
部	隊別	分 担 区 分		業 務 分 担	
水防隊長 消防長 ― 隊長付兼管理隊担当 警防課長 隊長付 指令課長	水防隊	第一大隊長 西消防署長	第1中隊長 (西消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関すること 2 災害情報の収集及び連絡に関すること 3 被害調査に関すること 4 災害現場広報に関すること
			第2中隊長 (当務消防課長)	調査担当 (予防係長)	5 非常招集の連絡及び消防本部との情報 連絡並びに庶務に関すること
				第1小隊長 本署当務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関すること
				第2小隊長 本署当務高度救助隊長	2 その他防災活動に関すること
				第3小隊長 本署当務救急隊長	
				第4小隊長 南部出張所当務警防隊長	
				第5小隊長 南部出張所当務救急隊長	
				第6小隊長 栄町出張所当務警防隊長	
				第7小隊長 栄町出張所当務救急隊長	
			第3中隊長 (休務消防課長)	第8小隊長 宝松苑出張所当務警防隊長	
				第1小隊長 本署休務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の 実施に関すること
				第2小隊長 本署休務高度救助隊長	2 その他防災活動に関すること
				第3小隊長 本署休務救急隊長	
				第4小隊長 南部出張所休務警防隊長	
				第5小隊長 南部出張所休務救急隊長	
				第6小隊長 栄町出張所休務警防隊長	
				第7小隊長 栄町出張所休務救急隊長	
			第8小隊長 宝松苑出張所休務警防隊長		

部	隊別	分 担 区 分		業 務 分 担
水防隊長 消防長 — 隊長付兼管理隊担当 警防課長 隊長付 指令課長	水防隊	第1中隊長 (東消防署副署長)	指揮・庶務担当 (副署長)	1 消防活動の指揮に関すること 2 災害情報の収集及び連絡に関すること 3 被害調査に関すること
			調査担当 (予防係長)	4 災害現場広報に関すること 5 非常招集の連絡及び消防本部との情報連絡並びに庶務に関すること
		第2中隊長 (当務消防課長)	第1小隊長 本署当務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の実施に関すること 2 その他防災活動に関すること
			第2小隊長 本署当務救急隊長	
			第3小隊長 雲雀丘出張所 当務警防救急隊長	
			第4小隊長 中山台出張所 当務警防救急隊長	
			第5小隊長 米谷出張所 当務特別救助隊長	
			第6小隊長 西谷出張所 当務警防救急隊長	
		第3中隊長 (休務消防課長)	第1小隊長 本署休務警防隊長	1 災害防除・消火・救急・救助活動の実施に関すること 2 その他防災活動に関すること
			第2小隊長 応急救護班 本署休務救急隊長	
			第3小隊長 応急救護班 雲雀丘出張所 休務警防救急隊長	
			第4小隊長 中山台出張所 休務警防救急隊長	
			第5小隊長 米谷出張所 休務特別救助隊長	
			第6小隊長 応急救護班 西谷出張所 休務警防救急隊長	

水防隊

- ア 災害が同時多発で広域にわたり、かつ、消防本部との連絡が途絶した場合は、必要な時間までは所轄大隊長が当該大隊の水防隊の運用を行うものとする。
- イ 休日、夜間等日勤者が不在の場合は、日勤者が参集するまでの間、当務消防課長が当該大隊の指揮を執るものとする。
- ウ 署長が不在の場合は、消防課長が大隊長を代行する。
- エ 災害が全市域にわたる場合で、管理隊が水防隊を統括したときは、各大隊長は管理隊指揮班と連絡を密にして指揮活動にあたるものとする。

(3) 消防団の編成



任 務	
1	災害情報の収集および連絡に関すること
2	被害調査に関すること
3	非常招集の連絡及び消防本部との情報連絡に関すること
4	災害防除・消火・救急・救助活動の実施に関すること
5	その他防災活動に関すること

災害警戒本部の要員と事務分掌

1 災害警戒本部の要員（再掲）

災害警戒本部の長等各級責任者となる職員のめやす

区分	平常時職名	事務分掌	体制
警戒本部長	☐ 危機管理監	☐ 災害警戒本部配備職員の指揮監督	第1警戒体制
警戒副本部長	☐ 都市安全部長 ☐ 都市整備部長 ☐ 上下水道局長	☐ 警戒本部長の補佐 ☐ 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理	
警戒副本部長補佐	☐ 都市安全部次長（危機管理担当） ☐ 都市安全部次長（安全まちづくり担当） ☐ 都市安全部次長（総括担当及び道路・公共交通担当） ☐ 都市整備部次長（総括担当及び住まいづくり推進担当） ☐ 北部地域振興担当次長 ☐ 上下水道施設部長	☐ 警戒副本部長の補佐 ☐ 警戒副本部長が不在時等の代理	
同 警 戒 本 部 員	☐ 広報課長	☐ 災害警戒本部設置要綱による（職場待機・巡視等による警戒を行う体制）	第2警戒体制
	☐ 公園河川課長		
	☐ 都市安全部課長（治水担当）		
	☐ 道路管理課長		
	☐ 都市安全部課長（道路維持管理担当）		
	☐ 開発審査課長		
	☐ 住まいづくり推進課長		
	☐ 北部振興企画課長		
	☐ 警防課長		
	☐ 下水道課長		
	☐ 総合防災課長		
	☐ 企画政策課長		
	☐ 市民相談課長		
	☐ 総務課長	☐ 災害警戒本部設置要綱による（風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）	
	☐ 交通政策課長		
	☐ 都市整備部次長（まちづくり推進担当）		
	☐ 都市整備部次長（施設マネジメント推進担当）		
	☐ 地域福祉課長		
	☐ 子ども政策課長		
	☐ 環境エネルギー課長		
	☐ 商工勤労課長		
	☐ 教育委員会教育企画課長		
	☐ 教育委員会学校教育課長		
	☐ 市立病院経営統括部課長		
	☐ 上下水道局経営管理部長		
	☐ 上下水道局総務課長		
	☐ 上下水道局工務課長		

別表4 備蓄器具資材

備 蓄 器 具 資 材

(令和7年4月1日現在)

品名 倉庫名	ト レ リ ット	ナ イ ロ ン な わ	杭	番 線	掛 矢	ス コ ップ	つ る は し	た こ づ ち	の こ ぎ り	な た	か ま	番 線 切
	枚	巻	本	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁
高松水防倉庫	850	29	238	2,600	15	116	9	6	35	68	19	18
平井水防倉庫	300	1	20	200	9	20	5	4	7	0	7	2
西谷水防倉庫	1,000	29	220	11,000	12	34	10	4	5	14	10	5
湯本水防倉庫	2,850	13	98	2,000	15	30	5	3	17	14	19	5
中筋水防倉庫	1900	2	53	800	16	77	2	4	14	12	7	4
合 計	6,900	749	682	16,600	67	277	31	21	78	108	62	34

品名 倉庫名	し	金 づ	一 輪	脚	サ ー チ ラ イ ト	コ ン パ ネ	ビ ニ ー ル シ ー ト	矢 板
	の 丁	ち 丁	車 台	立 台	個	枚	枚	枚
高松水防倉庫	11	29	9	7	14	23	310	59
平井水防倉庫	4	5	3	1	0	4	0	0
西谷水防倉庫	4	10	12	3	10	27	70	0
湯本水防倉庫	10	10	4	2	5	25	360	0
中筋水防倉庫	9	7	4	3	5	21	180	0
合 計	38	61	32	16	34	100	920	59

様式 (様式1～様式6)

様式 1

身分証票

(表)

水 防 職 員 の 証											
第	号					交付	平成	年	月	日	
所	属	名									
職		名									
氏		名									
生	年	月	日			年	月	日			
宝塚市水防管理者					宝塚市長					印	

9 cm

5.5 cm

(裏)

心 得
1 本証は、自己の身分を明らかにする。 2 記名以外の者の使用を禁ずる。 3 本証の記載事項は、訂正しない。 4 本証の身分を失ったとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに本証を返還する。 5 本証は、水防法第49条第2項による土地立入証である。

様式 2

腕 章

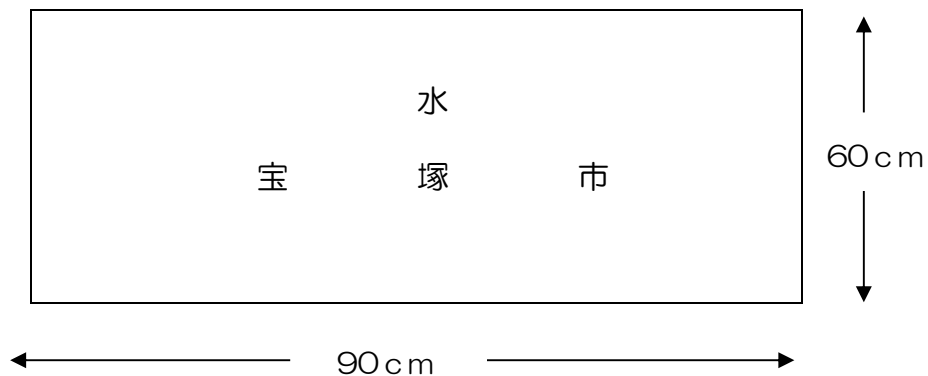
○	水 防	
○	宝 塚 市	

40 cm

10 cm

注：白布に文字は赤色とする。

様式 3
標 識



注：白布に文字は赤色とする。

様式 4
公用負担命令書

第 号	公 用 負 担 命 令 書
目的物	
種 類	
員 数	
水防法第28条第1項により使用（収用処分）する。	
平成 年 月 日	
殿	
	宝塚市水防管理者 宝塚市長
	印

様式 5
公用負担権限命令書

公 用 負 担 権 限 命 令 書	
職 名	
氏 名	
上記の者に、 区域における水防法第28条第1項の権限 行使を委任したことを証明する。	
平成 年 月 日	
	宝塚市水防管理者 宝塚市長
	印

水防活動実施状況報告書－1

作成日時 年 月 日 時

作成責任者

水防管理団体名	宝塚市									現地指導公務員の職氏名		
出水の状況	○○川 警戒水位○m 水位 ○m									使用機材内訳		
										品名	数量	金額
												円
												円
水防実施箇所	○○川水系○○川 地先○m (宝塚市○○町 内水氾濫 など)										円	
											円	
											円	
											円	
日時	自 ○月○年～ 至 ○月○日									水防法第25条の堤防 その他の決壊の状況		
出動人員概要	水防隊員	消防団員	市職員	その他	合計							
	人	人	人	人	人							
塩棒作業の概要及び工法		○○工法 ○○m (宝塚市○○町： 排水ポンプによる排水 など)								水防法第28条により 収用した土地又は購入 した器具及び資材の所 有者及びその事由並び に使用場所		
水防の効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	水防法第29条による 立ち退きの指示の事由 及びその状況		
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		水防活動に従事中負傷 又は病気にかかった者 の職氏名及び手当て		
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		自己の水防活動に関す る所見		
備考												

令和〇〇年（20〇〇年）台風〇〇号における水防活動
（兵庫県宝塚市・令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日～〇〇日）

●活動概要

宝塚市災害対策本部及び消防隊は令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日～〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う水防活動において延べ〇人、〇部隊が出動。市内では1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水等により床上浸水被害等を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み（〇〇袋） ・避難誘導（〇〇世帯） ・排水作業（〇〇件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害
浸水深〇〇m

水防活動実施個所
地図

資料1 宝塚市防災会議条例

宝塚市条例第16号（昭和38年 6月21日）

宝塚市防災会議条例

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第16条第6項の規定に基づき、宝塚市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）宝塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に應じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）水防法（昭和24年法律第193号）第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査し、審議すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその組織を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2）兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （3）兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）教育長
 - （6）消防長及び消防団長
 - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者
- 6 前項の委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項第1号から第4号まで、第7号から第9号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前入者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災 会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(宝塚市水防協議会条例の廃止)

2 宝塚市水防協議会条例（昭和56年条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の宝塚市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により宝塚市防災会議の委員に任命されている者は、第1条の規定による改正後の宝塚市防災会議条例第3条第5項第9号の規定により宝塚市防災会議の委員に任命された者とみなす。

資料2 宝塚市防災会議委員名簿

宝塚市防災会議委員名簿

区 分	委 員 職 名
会 長	宝塚市長
第3条第5項第1号に基づく委員	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当） 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 神戸地方気象台長
第3条第5項第2号に基づく委員	兵庫県阪神北県民局長
第3条第5項第3号に基づく委員	兵庫県宝塚警察署長
第3条第5項第4号に基づく委員	宝塚市 副市長 宝塚市 危機管理監
第3条第5項第5号に基づく委員	宝塚市 教育長
第3条第5項第6号に基づく委員	宝塚市 消防長 宝塚市 消防団長
第3条第5項第7号に基づく委員	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長 大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー 関西電力送配電株式会社阪神配電営業所 所長 西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長 阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長
第3条第5項第8号に基づく委員	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授 博士（工学）
第3条第5項第9号に基づく委員	宝塚市自治会連合会会長 陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長 一般社団法人宝塚市薬剤師会理事 一般社団法人宝塚市医師会会長 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長 一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長 宝塚市民生委員・児童委員連合会会長 ボランティア活動家 女性の視点で防災を考える 宝塚どないしょネット 代表 宝塚市 上下水道事業管理者 宝塚市 病院副事業管理者

資料3 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害及びこれらにいたらない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- （1）被災者の食糧その他生活必需品の提供
- （2）被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- （3）診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- （4）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- （5）清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （6）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （7）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- （8）消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- （9）ボランティアに関する情報の提供
- （10）その他応援対策活動に必要な措置

（隣接地域の応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請をまたずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費の負担については、応援市町と被応援市町が別に協議するものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

第9条の2 協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神地方本部（兵庫県阪神県民局）、兵庫県災害対策北摂地方本部（兵庫県北摂整備局）と連絡をとるものとする。

（訓練の実施）

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練を実施するものとする。

（実施の細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

平成5年5月1日に成立した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年11月1日

資料4 水防等活動業務に関する協定書

水 防 等 活 動 業 務 に 関 する 協 定 書

宝塚市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、水防等活動業務について、次のとおり協定する。

第1条 この協定書で水防等活動業務とは、風水害及び道路等の雪害、凍結に対する活動業務をいい、甲は、市域内の水防等活動業務に関し、必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる業務を要請し、乙は、これを的確かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

- (1) 水防等活動業務のための作業員の派遣
- (2) 水防等活動業務に必要な車両の提供
- (3) 水防等活動業務に必要な器具、資材等の提供

第2条 甲は、前条の業務を必要とするときは、その都度乙に要請する。

2 乙は、前項の連絡があったときは、業務を行うための車両及び人員等を確保し、甲の指示に従い従事するものとする。

第3条 甲は、都市安全部総合防災課を窓口として乙に出動の要請をするものとし、乙の指示により出動する作業員等は、腕章等を着用して甲の指定する場所で待機するものとする。

第4条 甲は、乙に対し、第1条の業務に要した経費として、別紙（1）による単価により積算した額と事務取り扱い費として、先の積算額の100分の2を乙の請求により支払うものとする。

第5条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

第6条 協定期間は、平成27年（2015年）4月1日から平成28年（2016年）3月31日までとする。

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年（2015年） 4月 1日

甲 宝塚市

乙 協定団体名

（別紙（1）略）

1 協定団体名

団体名	住所	電話	FAX
-----	----	----	-----

一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部	武庫川町４－３－９１０	84-5848	86-2533
宝塚解放建設業協会	泉町１０－１	80-7781	80-7782
宝塚市造園緑化協力会	安倉北５－１０４１－３	87-8118	87-3161
宝塚市土木協力会	栄町２－１－２ ソリオ２－６F 宝塚商工会議所内	83-2211	84-3618

２ その他業者名

業者名	住所	電話	FAX
白瀬浚渫興業株式会社	安倉中６－８－２３	84-1203	86-1982
新明和工業株式会社関西支店	大阪市淀川区宮原３－３－３１	06-4807-5520	06-6397-6003
有限会社福井浄水工業所	福井町２０－２３	72-6096	77-0258

資料5 浸水想定区域内の地下街等・要援護者施設・大規模工場等

(1)地下街等

- ・令和5年3月末現在該当なし

(2)要配慮者関連施設

施設区分1	施設区分2	施設名	所在地
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<あじさいホーム>	宝塚市安倉中5丁目20番31号
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安土夢ホーム1・2>	宝塚市安倉南1丁目7番20号
社会福祉施設	障害者施設	ハート・ウォーム（株式会社HMT）	宝塚市伊子志3丁目13番6号
社会福祉施設	障害者施設	ななくさ育成園	宝塚市東洋町3番15号
社会福祉施設	障害者施設	はんしん自立の家	宝塚市美幸町11番16号
社会福祉施設	障害者施設	春夏秋冬ハートフル	宝塚市高松町16番13号
社会福祉施設	障害者施設	カーネーション	宝塚市南口2丁目1番39号
社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム花みづ木	宝塚市安倉南2丁目3番16号
社会福祉施設	障害者施設	わおん えがおの家	宝塚市南ひばりガ丘1丁目4番9号
社会福祉施設	障害者施設	自立の家きらら	宝塚市中州1丁目5番22号
社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安倉のぞみホーム>	宝塚市安倉中2丁目13番7号
社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「安倉ホーム」	宝塚市安倉中2丁目12番3号
社会福祉施設	障害者施設	One's 合同会社	宝塚市安倉中5丁目22番10号
社会福祉施設	障害者施設	ケアステーション・ヴィヴィ	宝塚市伊子志2丁目8番18号
社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「来夢」	宝塚市安倉中2丁目5番16号
社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム ライムの木	宝塚市亀井町9番44号
社会福祉施設	障害者施設	ララ安倉中	宝塚市安倉中4丁目14番14号
社会福祉施設	障害者施設	みんなの家（NPO法人阪神・障害者人権ネットワーク）	宝塚市安倉南2丁目17番3号
社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム（えむつーびる）	宝塚市高司2丁目17番33号
社会福祉施設	障害者施設	ショートステイむーのおうち	宝塚市山本丸橋4丁目7番3-1号
社会福祉施設	障害者施設	ライフエール宝塚向月町	宝塚市向月町20番9号
社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさ	宝塚市光明町26番16号
社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林	宝塚市大吹町1番31号

施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地
社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム（スインシアフナコシ）	宝塚市小林5丁目5番30号
社会福祉施設	障害者施設	こむの事業所	宝塚市売布東の町12番9号
社会福祉施設	障害者施設	ケアホームこころ&つばさくひまわり ガールズ>	宝塚市高司1丁目8番25号
社会福祉施設	障害者施設	希望の家ワークセンター	宝塚市安倉西3丁目1番5号
社会福祉施設	障害者施設	みんと（有限会社輝きケアサポート）	宝塚市亀井町10番74号
社会福祉施設	障害者施設	あにもの里	宝塚市宮の町14番12号
社会福祉施設	障害者施設	グループホームこころ	宝塚市川面1丁目7番9号
社会福祉施設	障害者施設	ふれも宝塚	宝塚市安倉中2丁目11番14号
社会福祉施設	障害者施設	エルケアグループホーム宝塚	宝塚市泉町6番6号
社会福祉施設	障害者施設	グループホームミューズ	宝塚市旭町3丁目11番1号
社会福祉施設	障害者施設	宝塚寿町がおたん	宝塚市寿町5番21号
社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム(メルヴィス)	宝塚市小林5丁目5番26号
社会福祉施設	障害者施設	ハウスクチーナマンマ	宝塚市売布東の町20番6号
社会福祉施設	障害者施設	グループホーム美桜	宝塚市末成町36番5号
社会福祉施設	障害者施設	ハウスクチーナマンマ五番館	宝塚市中山寺1丁目7番2号
社会福祉施設	障害者施設	ハウスクチーナマンマ八番館	宝塚市三笠町7番5号
社会福祉施設	障害者施設	ハウスクチーナマンマ11番館	宝塚市南ひばりガ丘3丁目11番6号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかくさ保育所	宝塚市高司1丁目4番32号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立米谷保育所	宝塚市今里町1番1号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立平井保育所	宝塚市平井6丁目3番35号
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚ひよこ福祉会宝塚ひよこ保育園	宝塚市美座2丁目5番7号
社会福祉施設	児童福祉施設	第二あひる保育園	宝塚市安倉中6丁目6番19号
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人 宝塚さくら保育園	宝塚市高松町13番2号
社会福祉施設	児童福祉施設	すみかキッズたからづか	宝塚市高司2丁目20番6号
社会福祉施設	児童福祉施設	キンダーキッズインターナショナルスクール宝塚校	宝塚市栄町3丁目5番4号
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園	宝塚市山本丸橋4丁目22番2号
社会福祉施設	児童福祉施設	パディントンハウス	宝塚市山本丸橋2丁目10番

施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地
社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園分園	宝塚市長尾町2番14号
社会福祉施設	児童福祉施設	クレア・サン保育園	宝塚市山本丸橋2丁目117番
社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園	宝塚市中筋7丁目73番3号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚じあい保育園	宝塚市売布1丁目17番7号
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 山本南保育園	宝塚市山本南1丁目33番5号
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会伊子志保育園	宝塚市伊子志2丁目15番31号
社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 あひる保育園	宝塚市安倉西3丁目1番7号
社会福祉施設	児童福祉施設	B L - K i d s 宝塚学園	宝塚市小林3丁目13番37号
社会福祉施設	児童福祉施設	はなみずき保育園分園	宝塚市南口1丁目7番21号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園 分園	宝塚市山本野里2丁目9番11号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝山保育園	宝塚市山本東3丁目7番19号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光保育園	宝塚市山本東2丁目6番21号
社会福祉施設	児童福祉施設	近畿中央ヤクルト東宝塚センター	宝塚市安倉南4丁目1番16号
社会福祉施設	児童福祉施設	保育ルーム宝塚ちいさなCOCORO	宝塚市中筋8丁目12番40号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚いろのま園	宝塚市旭町3丁目9番1号
社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚あくら園	宝塚市安倉南1丁目24番11号
社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口2丁目11番2号
社会福祉施設	児童福祉施設	保育所かたつむりランド宝塚第2園	宝塚市売布東の町20番5号
社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口2丁目14番2号
社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポポラー宝塚山本園	宝塚市山本東3丁目8番16号
社会福祉施設	児童福祉施設	英光保育園宝塚駅南	宝塚市湯本町9番18号
社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ（安倉デイサービスセンター）	宝塚市安倉西2丁目1番2号
社会福祉施設	児童福祉施設	野上あゆみ保育園	宝塚市野上2丁目3番38号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司4丁目4番55号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町8番40号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町1番1号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町3番1号

施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座2丁目6番1号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中6丁目1番1号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北5丁目1番1号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾南小学校地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号
社会福祉施設	児童福祉施設	はなみきっずクラブ	宝塚市南口1丁目7番21号
社会福祉施設	児童福祉施設	みるくっくキッズクラブ逆瀬川	宝塚市中州1丁目3-31道上ビル101号室
社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ山本	宝塚市平井5丁目1番43-2号
社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光放課後児童クラブ	宝塚市山本東2丁目6番21
社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ長尾南	宝塚市山本南1丁目33番25号
社会福祉施設	児童福祉施設	丸橋っ子くらぶ	宝塚市山本丸橋4丁目81-1シャルマンロード206号
社会福祉施設	児童福祉施設	のがみっこくらぶ	宝塚市野上2丁目3番38号
社会福祉施設	児童福祉施設	株式会社サンメディカルサプライ（東宝塚さとう病院従業員託児所）	宝塚市中筋7丁目73番地1
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚まどか園	宝塚市美座2丁目22番2号
社会福祉施設	高齢者施設	ケアヴィラ宝塚	宝塚市亀井町10番51号
社会福祉施設	高齢者施設	コミュニティ宝塚	宝塚市美座2丁目14番12号
社会福祉施設	高齢者施設	結いホーム宝塚	宝塚市弥生町2番1号
社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚	宝塚市安倉南2丁目10番22号
社会福祉施設	高齢者施設	ホームホスピス宝塚つ・む・ぐの家	宝塚市宮の町5番19号
社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家GH宝塚山本	宝塚市山本丸橋1丁目16番3号
社会福祉施設	高齢者施設	ベストスマイル山本丸橋	宝塚市山本丸橋1丁目14番1号
社会福祉施設	高齢者施設	リアンレーヴ宝塚	宝塚市南ひばりガ丘2丁目9番22号
社会福祉施設	高齢者施設	やさしい手 ライブガーデン宝塚	宝塚市泉町1番22号
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	宝塚市安倉西3丁目1番5号
社会福祉施設	高齢者施設	なごみの家 宝塚旭町	宝塚市旭町2丁目12番21号
社会福祉施設	高齢者施設	めぐみの里	宝塚市小林4丁目7番37-1号
社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚Ⅱ	宝塚市安倉南2丁目5番26号

施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地
社会福祉施設	高齢者施設	グランダ逆瀬川宝塚	宝塚市伊子志2丁目8番2号
社会福祉施設	高齢者施設	サニーライフ宝塚	宝塚市福井町32番23号
社会福祉施設	高齢者施設	hanare 宝塚(ハナレ) metoo 宝塚(メイト)	宝塚市福井町32番33号
社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家仁川	宝塚市鹿塩2丁目13番19号
社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家S宝塚小林	宝塚市中野町9番28号
社会福祉施設	高齢者施設	ほたるの里 宝塚南口	宝塚市南口1丁目2番19号
社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家中山寺	宝塚市今里町1番15号
社会福祉施設	高齢者施設	エイジフリーハウス宝塚中山	宝塚市今里町1番38号
社会福祉施設	高齢者施設	エクセレント宝塚ガーデンヒルズ	宝塚市平井5丁目4番1号
社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上2丁目3番44号
社会福祉施設	高齢者施設	オリーブ・宝塚	宝塚市光明町30番12号
社会福祉施設	高齢者施設	オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護支援事業所	宝塚市小浜3丁目12番23号
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚すみれ栄光園・ケアハウス宝塚	宝塚市弥生町2番2号
社会福祉施設	高齢者施設	ライフケアサービスところ	宝塚市泉町7番8号
社会福祉施設	高齢者施設	宝塚ちどり	宝塚市亀井町10番30号
社会福祉施設	高齢者施設	介護老人保健施設ステップハウス宝塚	宝塚市小浜4丁目5番6号
社会福祉施設	高齢者施設	グループホームはる逆瀬川	宝塚市伊子志3丁目15番52号
社会福祉施設	高齢者施設	彩那テラス中山寺	宝塚市三笠町6番21号
社会福祉施設	高齢者施設	和幸 PREMIUM 宝塚	宝塚市伊子志3丁目14番47号
社会福祉施設	高齢者施設	チャームスイート宝塚小浜	宝塚市小浜2丁目2番63号
社会福祉施設	高齢者施設	ゆとり庵安倉北	宝塚市安倉北5丁目26番10号
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中6丁目1番2号
学校施設	学校施設	宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号
学校施設	学校施設	宝塚市立末成幼稚園	宝塚市末成町1番2号
学校施設	学校施設	学校法人喜多川記念学園 宝塚南口幼稚園	宝塚市南口2丁目4番4号
学校施設	学校施設	学校法人宝塚ふたば学園 宝塚ふたば幼稚園	宝塚市星の荘6番18号
学校施設	学校施設	学校法人宝塚厚生幼稚園	宝塚市旭町1丁目2番35号

施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地
学校施設	学校施設	認定こども園 自然幼稚園	宝塚市川面5丁目15番9号
学校施設	学校施設	認定こども園 めぐみ学園幼稚園	宝塚市小林3丁目7番45号
学校施設	学校施設	宝塚市立美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号
学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立末広小学校	宝塚市末広町3番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立末成小学校	宝塚市末成町1番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立光明小学校	宝塚市光明町8番40号
学校施設	学校施設	宝塚市立長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号
学校施設	学校施設	関西学院初等部	宝塚市武庫川町6番27号
学校施設	学校施設	宝塚市立長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号
学校施設	学校施設	宝塚市立安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号
学校施設	学校施設	宝塚市立養護学校	宝塚市安倉中6丁目1-3
医療施設	医療施設	宝塚市立病院	宝塚市小浜4丁目5番1号
医療施設	医療施設	ザ・タカラヅカテラス（サンタクルス）	宝塚市武庫川町6番22号
医療施設	医療施設	医療法人愛心会 東宝塚さとう病院	宝塚市長尾町2番1号
医療施設	医療施設	双愛整形外科	宝塚市末広町2番8号
医療施設	医療施設	宝塚第一病院	宝塚市向月町19番5号
医療施設	医療施設	宝塚リハビリテーション病院	宝塚市鶴の荘22番2号
医療施設	医療施設	宝塚磯病院	宝塚市伊子志4丁目3番1号
医療施設	医療施設	平野マタニティクリニック	宝塚市山本東3丁目14番5号
医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル（森迫脳神経外科）	宝塚市平井5丁目1番8号

(3)大規模工場等

- ・令和5年3月末現在該当なし

資料6 降水量

降 水 量

(単位:mm)

(1)観測点 於：宝塚市小林3丁目5番22号

月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	平均
7	57.0	21.5	53.0	96.5	336.5	152.5	324.0	37.0	56.0	91.0	77.0	4.0	1,306.0	108.8
8	39.0	35.5	176.0	26.5	77.0	296.0	126.0	138.5	154.0	123.0	53.5	111.5	1,356.5	113.0
9	29.5	35.5	101.0	99.0	165.0	85.5	398.5	113.0	256.0	20.5	136.0	68.5	1,508.0	125.6
10	93.5	66.5	89.5	183.0	277.0	286.0	142.5	91.0	285.0	297.0	13.0	14.5	1,838.5	153.2
11	20.0	55.0	132.5	52.0	151.0	522.5	101.0	74.5	364.5	147.5	75.0	3.0	1,698.5	141.5
12	48.5	36.0	138.0	97.0	83.0	170.5	54.0	55.5	245.5	150.0	223.5	23.5	1,325.0	110.4
13	65.5	80.0	63.0	22.0	117.5	131.5	97.5	120.0	135.5	222.5	38.0	24.5	1,117.5	93.1
14	58.0	18.5	118.0	76.0	128.5	121.5	107.5	176.5	85.5	86.5	49.0	56.0	1,081.5	90.1
15	85.5	64.0	125.5	182.5	118.5	204.0	216.5	352.5	128.0	69.0	163.0	20.5	1,729.5	144.1
16	10.5	58.0	65.0	180.0	281.0	183.0	54.5	153.0	247.0	313.5	81.5	95.5	1,722.5	143.5
17	20.0	53.5	120.0	23.0	72.0	84.0	159.0	105.5	75.5	93.0	35.0	13.0	853.5	71.1
18	30.0	109.5	125.5	131.0	248.5	213.5	309.0	55.5	89.0	83.5	66.0	85.5	1,546.5	128.8
19	16.5	57.0	140.5	29.5	175.5	169.0	158.5	101.5	42.0	85.0	15.0	95.0	1,085.0	90.4
20	49.0	44.0	112.0	134.0	193.0	138.5	143.5	71.5	71.5	78.0	47.5	36.5	1,119.0	93.2
21	63.0	160.0	121.5	66.5	89.0	144.5	232.0	226.5	30.5	118.0	166.5	37.0	1,455.0	121.2
22	48.0	132.5	144.5	188.0	248.5	333.5	288.0	63.0	132.0	130.0	14.0	64.0	1,786.0	148.8
23	3.0	78.0	47.0	111.5	346.5	159.5	122.5	80.0	403.0	184.5	111.0	5.0	1,651.5	137.6
24	22.0	32.0	84.5	145.0	31.0	189.5	236.0	69.0	182.5	92.5	80.0	90.5	1,254.5	104.5
25	41.0	94.5	65.0	101.0	66.0	235.0	27.5	168.5	353.5	195.0	93.5	57.5	1,498.0	124.8
平均	42.1	64.8	106.4	102.3	168.7	201.1	173.6	118.6	175.6	135.8	80.9	47.7	1,417.6	118.1

※平成7年1月～4月は震災による機器不良のため消防本部の観測資料による。

※「小林3丁目」については平成26年2月末で廃止したため、(2)消防本部の観測点を平成20年に遡って追加する。

(2)観測点 於：消防本部 伊子志3丁目

月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	平均
20	35.0	36	97.0	132.0	130.5	137.5	136.0	72.5	156.5	72.5	45.5	2.5	1053.5	87.8
21	51.0	151.5	111.0	59.0	88.0	146.5	222.0	26.0	29.5	105.5	153.5	31.0	1195.5	97.9
22	43.0	99.0	110.5	174.0	246.5	331.0	297.0	65.0	125.5	127.5	12.5	52.0	1683.5	140.3

23	1.5	65.5	35.0	113.0	322.0	161.5	129.5	76.5	364.5	183.0	112.5	4.5	1,569.0	130.8
24	13.5	21.5	65.0	129.0	27.0	200.5	245.5	75.0	154.0	87.0	101.0	70.5	1,189.5	99.1
25	32.5	75.0	65.5	83.5	63.5	228.0	38.0	166.5	300.0	178.0	84.0	42.0	1,356.5	113.0
26	30.0	30.0	192.0	85.5	85.5	47.0	75.0	557.0	205.5	113.5	71.5	73.5	1,566.0	130.5
27	97.0	29.0	147.5	130.0	90.0	228.0	476.5	178.5	212.0	66.5	116.5	103.0	1,901.5	156.2
28	54.0	131.0	60.5	161.0	170.0	314.5	109.5	97.5	255.5	59.0	70.0	111.0	1,593.5	132.8
29	40.0	65.5	34.5	172.5	72.5	199.0	111.5	68.0	202.0	331.0	54.0	31.5	1,595.0	132.8
30	65.5	28.5	134.0	200.5	206.0	207.5	567.0	156.5	449.0	41.5	14.0	51.5	2,121.5	176.8
R1	13.0	37.0	50.0	103.0	111.0	158.0	185.0	273.0	36.0	146.0	11.0	66.5	1,189.5	99.1
R2	77.5	72.0	104.0	114.5	99.5	294.5	653.5	0.5	140.5	144.5	48.0	14.0	1,763.0	146.9
R3	52.0	48.5	127.0	198.5	273.5	123.5	225.0	434.0	200.0	41.5	101.5	53.5	1,878.5	156.5
R4	19.0	14.5	98.0	120.5	86.5	105.0	226.5	120.5	136.5	88.5	115.5	21.5	1,152.5	96.0
R5	55.5	30.0	76.0	271.5	276.0	233.0	91.5	184.5	124.5	52.5	79.5	23.0	1,497.5	124.8
R6	20.5	114.5	187	139	259.5	280.5	102	145.5	27.5	85.5			1,361.5	136.2
平均	41.6	63.3	99.8	140.9	154.8	203.6	234.7	164.0	185.2	115.7	74.4	47.0	1,519.1	126.3

令和6年11月～12月は消防本部庁舎工事に伴い、雨量計を撤去したため欠測

資料7 降水量（時間最大、日量最大）

降水量（時間最大、日量最大）

（1）観測点 於：宝塚市小林3丁目5番22号

年	1時間最大	日量最大
2	32.0mm（9月13日）	78.5mm（7月3日）
3	31.5mm（10月1日）	87.0mm（10月1日）
4	52.0mm（12月8日）	76.0mm（12月8日）
5	34.0mm（7月7日）	106.5mm（7月5日）
6	34.5mm（9月6日）	68.0mm（9月6日）
7	34.5mm（7月27日）	117.5mm（5月12日）
8	30.0mm（3月30日）	80.5mm（9月13日）
9	71.5mm（7月13日）	122.5mm（7月13日）
10	48.0mm（9月24日）	118.0mm（10月17日）
11	49.0mm（9月17日）	137.0mm（6月29日）
12	27.0mm（11月2日）	115.0mm（9月11日）
13	28.0mm（7月15日）	84.5mm（9月7日）
14	38.0mm（8月12日）	134.5mm（8月12日）
15	31.0mm（5月8日）	99.5mm（8月14日）
16	37.0mm（9月29日）	157.5mm（10月20日）
17	21.0mm（8月23日）	49.5mm（8月30日）
18	21.0mm（6月15日）	91.0mm（6月15日）
19	98.5mm（8月22日）	116.5mm（8月22日）
20	27.5mm（7月28日）	56.5mm（9月21日）
21	41.5mm（8月2日）	94.5mm（8月2日）
22	27.5mm（9月16日）	120.5mm（5月23日）
23	36.0mm（9月3日）	140.0mm（5月29日）
24	32.5mm（4月3日）	68.0mm（7月12日）

25	43. 0mm (9月4日)	179. 0mm (9月15日)
----	----------------	------------------

※平成19年8月22日の数値は前記場所が落雷のためデータが取れず、消防本部（伊子志3丁目）観測資料による。

※「小林3丁目」については平成26年2月末で廃止したため、（2）消防本部の観測点を平成20年に遡って追加する。

（2）観測点 於：消防本部 伊子志3丁目

年	1時間最大	日量最大
20	23. 5mm (7月28日)	50. 0mm (9月21日)
21	43. 5mm (8月5日)	82. 0mm (8月2日)
22	26. 0mm (7月14日)	120. 0mm (5月23日)
23	34. 5mm (9月3日)	125. 5mm (5月29日)
24	35. 0mm (4月3日)	76. 0mm (7月12日)
25	35. 5mm (8月25日)	110. 5mm (8月25日)
26	73. 5mm (8月24日)	157. 0mm (8月24日)
27	28. 5mm (9月1日)	270. 5mm (7月17日)
28	25. 5mm (5月16日)	88. 0mm (8月29日)
29	66. 5mm (9月17日)	111. 0mm (4月17日)
30	52. 0mm (9月8日)	286. 0mm (7月5日)
R1	32. 0mm (8月16日)	100. 0mm (8月15日)
R2	54. 0mm (7月30日)	91. 5mm (7月3日)
R3	28. 5mm (8月13日)	91. 0mm (4月29日)
R4	34. 0mm (7月 9日)	76. 0mm (7月12日)
R5	44. 5mm (9月20日)	165. 0mm (5月7日)
R6	46. 0mm (8月5日)	149. 0mm (5月28日)

※令和6年11月～12月は消防本部本庁舎工事に伴い、雨量計を撤去したため欠測

資料8 降水量（雨量計設置箇所別降水量）

令和6年（2024年）1月～令和6年（2024年）12月
雨量計設置箇所別降水量（単位：mm）

月	伊子志 3丁目	雲雀丘 山手1 丁目	高司1 丁目	星の荘	中山桜 台2丁 目	大原野	すみれ ガ丘4 丁目	ゆずり 葉台3 丁目	切畑
---	------------	------------------	-----------	-----	-----------------	-----	------------------	------------------	----

1	20.5	24	24	23.5	24	15	6		23.5
2	114.5	133	120	128	134	78.5	134	108	115
3	187	201	202	199.5	200	134.5	195	152	172
4	139	155	147	137	149	116	157	153	143.5
5	259.5	268	275	273.5	284	177	298	343	241.5
6	280.5	268	270	265	267	190	260	285	243.5
7	102	94	103	84.5	103	67.5	114	118	103
8	145.5	133	141	150.5	123	3	128	163	127.5
9	27.5	34	36	29	31	15	28	34	42.5
10	85.5	167	77	160.5	156	156.5	186	216	193
11		147		144.5	151	155.5	160	174	160.5
12		2		0.5	1	1.5	1	1	0.5
計	1361.5	1626	1395	1596	1623	1110	1667	1747	1566
平均	136.2	135.5	116.3	133.0	135.3	92.5	138.9	145.6	130.5

月	宝松苑	山本南	上佐曽利	ふじガ丘	中筋山手	武田尾 (県)	宝塚 (県)
1	26	21.5	24	18.5	24.5	24	25
2	144	122.5	87	122.5	138.5	97	123
3	217	198.5	138	174	210	185	209
4	162	134	137	141.5	157.5	148	48
5	321	260.5	227.5	280.5	293	231	293
6	304	268	241	281	279.5	238	282
7	104	98.5	85.5	101	105.5	101	95
8	143	170	78	131	131.5	92	155
9	27	35.5	38	39.5	32.5	33	24
10	197	168.5	168	169	170.5	18825	176
11	167	143.5	168	154	157		
12	2	1.5	4	1	1		
計	1814	1622.5	1396	1613.5	1701	1337	1430
平均	151.2	135.2	116.3	134.5	141.8	133.7	143.0

	伊丹 (県)	合計
--	-----------	----

月		
1	19	
2	78	
3	155	
4	70	
5	217	
6	243	
7	104	
8	94	
9	55	
10	129	
11	120	
12	0	
計	1284	
平均	107	

※令和5年9月より新システム移行に伴い、観測局数を16箇所から26箇所に変更。その際、宝塚市所管の武田尾及び川面（宝塚小）観測局を廃止し、それぞれ兵庫県所管の武田尾（県）及び宝塚（県）観測局に変更する。

※令和6年11月～12月は消防本部本庁舎及び南部出張所工事に伴い、雨量計を撤去したため欠測

